未定稿

別　冊

2020（令和２）年10月1日施行
生活保護実施要領等

※　内容は調整中のものを含み、今後変更することがあります。

○　2020（令和２）年10月施行予定分

1. 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）【改正案】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2. 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）【改正案】・・　25

3. 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）【改正案】・・・・　25

4. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）【改正案】　25

【2020（令和２）年 10 月施行予定分】

1. 生活保護法による保護の基準
（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）【改正案】

○厚生労働省告示第　　号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十月一日から適用する。

令和二年　　月　　日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

別表第１　生活扶助基準
　第１章　基準生活費
　　１　居宅
　　⑴　基準生活費の額（月額）
　　ア　１級地
　　（ア）　１級地―１
　　第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	（削る）	基　準　額 ②
０歳～２歳	（略）	（削る）	（略）
３歳～５歳	（略）		（略）
６歳～11歳	（略）		（略）
12歳～17歳	（略）		（略）
18歳・19歳	（略）		（略）
20歳～40歳	（略）		（略）
41歳～59歳	（略）		（略）
60歳～64歳	（略）		（略）
65歳～69歳	（略）		（略）
70歳～74歳	（略）		（略）
75歳以上	（略）		（略）

第２類

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別				

改　正　前

別表第１　生活扶助基準
　第１章　基準生活費
　　１　居宅
　　⑴　基準生活費の額（月額）
　　ア　１級地
　　（ア）　１級地―１
　　第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	基　準　額 ②	基　準　額 ③
０歳～２歳	（略）	27,040円	44,630円
３歳～５歳	（略）	30,390	44,630
６歳～11歳	（略）	34,880	45,640
12歳～17歳	（略）	39,720	47,750
18歳・19歳	（略）	39,720	47,420
20歳～40歳	（略）	38,970	47,420
41歳～59歳	（略）	39,920	47,420
60歳～64歳	（略）	39,540	47,420
65歳～69歳	（略）	39,540	45,330
70歳～74歳	（略）	34,310	45,330
75歳以上	（略）	34,310	40,920

第２類

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別				

		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別				
	６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額

		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		41,380	50,890	60,000	62,490	66,610
基準額③		28,890	42,420	47,060	49,080	49,110
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別				
	６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額

基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（イ）　１級地―２
第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	（削る）	基　準　額 ②
０歳～２歳	（略）	（削る）	（略）
３歳～５歳	（略）		（略）
６歳～11歳	（略）		（略）
12歳～17歳	（略）		（略）

基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		70,340	73,240	76,140	79,040	2,900
基準額③		56,220	59,190	61,900	64,380	2,490
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（イ）　１級地―２
第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	基　準　額 ②	基　準　額 ③
０歳～２歳	（略）	25,880円	43,330円
３歳～５歳	（略）	29,100	43,330
６歳～11歳	（略）	33,380	44,320
12歳～17歳	（略）	38,030	46,350

18歳・19歳	（略）		（略）
20歳～40歳	（略）		（略）
41歳～59歳	（略）		（略）
60歳～64歳	（略）		（略）
65歳～69歳	（略）		（略）
70歳～74歳	（略）		（略）
75歳以上	（略）		（略）

第２類

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

18歳・19歳	（略）	38,030	46,030
20歳～40歳	（略）	37,310	46,030
41歳～59歳	（略）	38,200	46,030
60歳～64歳	（略）	37,850	46,030
65歳～69歳	（略）	37,850	44,000
70歳～74歳	（略）	32,840	44,000
75歳以上	（略）	32,840	39,730

第２類

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		39,600	48,710	57,430	59,800	63,760
基準額③		27,690	40,660	45,110	47,040	47,070
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		67,320	70,100	72,880	75,640	2,770
基準額③		53,880	56,730	59,320	61,710	2,390
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	３月まで）					

イ　２級地

（ア）　２級地―１

第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	（削る）	基　準　額 ②
０歳～２歳	（略）	（削る）	（略）
３歳～５歳	（略）		（略）
６歳～11歳	（略）		（略）
12歳～17歳	（略）		（略）
18歳・19歳	（略）		（略）
20歳～40歳	（略）		（略）
41歳～59歳	（略）		（略）
60歳～64歳	（略）		（略）
65歳～69歳	（略）		（略）
70歳～74歳	（略）		（略）
75歳以上	（略）		（略）

第２類

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別				
	１人	２人	３人	４人	５人
基準額①	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）

	３月まで）					

イ　２級地

（ア）　２級地―１

第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	基　準　額 ②	基　準　額 ③
０歳～２歳	（略）	24,440円	41,190円
３歳～５歳	（略）	27,470	41,190
６歳～11歳	（略）	31,530	42,140
12歳～17歳	（略）	35,910	44,070
18歳・19歳	（略）	35,910	43,770
20歳～40歳	（略）	35,230	43,770
41歳～59歳	（略）	36,070	43,770
60歳～64歳	（略）	35,730	43,770
65歳～69歳	（略）	35,730	41,840
70歳～74歳	（略）	31,010	41,840
75歳以上	（略）	31,010	37,780

第２類

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別				
	１人	２人	３人	４人	５人
基準額①	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②	37,400	46,000	54,230	56,470	60,210

基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額	世帯人員別				
	６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額
基準額①	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）

基準額③		27,690	40,660	45,110	47,040	47,070
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額	世帯人員別				
	６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額
基準額①	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②	63,580	66,200	68,800	71,430	2,620

基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（イ）　２級地―２

第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	（削る）	基　準　額 ②
０歳～２歳	（略）	（削る）	（略）
３歳～５歳	（略）		（略）
６歳～11歳	（略）		（略）
12歳～17歳	（略）		（略）
18歳・19歳	（略）		（略）
20歳～40歳	（略）		（略）
41歳～59歳	（略）		（略）
60歳～64歳	（略）		（略）
65歳～69歳	（略）		（略）
70歳～74歳	（略）		（略）

基準額③		53,880	56,730	59,320	61,710	2,390
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（イ）　２級地―２

第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	基　準　額 ②	基　準　額 ③
０歳～２歳	（略）	23,870円	41,190円
３歳～５歳	（略）	26,840	41,190
６歳～11歳	（略）	30,790	42,140
12歳～17歳	（略）	35,070	44,070
18歳・19歳	（略）	35,070	43,770
20歳～40歳	（略）	34,410	43,770
41歳～59歳	（略）	35,230	43,770
60歳～64歳	（略）	34,910	43,770
65歳～69歳	（略）	34,910	41,840
70歳～74歳	（略）	30,290	41,840

75歳以上	（略）		（略）

第２類

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別

75歳以上	（略）	30,290	37,780

第２類

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		36,540	44,930	52,970	55,160	58,810
基準額③		27,690	40,660	45,110	47,040	47,070
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別

		６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

ウ　３級地

（ア）　３級地―１

第１類

		６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		62,100	64,660	67,210	69,770	2,560
基準額③		53,880	56,730	59,320	61,710	2,390
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

ウ　３級地

（ア）　３級地―１

第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	（削る）	基　準　額 ②
０歳～２歳	（略）	（削る）	（略）
３歳～５歳	（略）		（略）
６歳～11歳	（略）		（略）
12歳～17歳	（略）		（略）
18歳・19歳	（略）		（略）
20歳～40歳	（略）		（略）
41歳～59歳	（略）		（略）
60歳～64歳	（略）		（略）
65歳～69歳	（略）		（略）
70歳～74歳	（略）		（略）
75歳以上	（略）		（略）

第２類

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

年　齢　別	基　準　額 ①	基　準　額 ②	基　準　額 ③
０歳～２歳	（略）	22,810円	38,340円
３歳～５歳	（略）	25,650	38,340
６歳～11歳	（略）	29,420	39,220
12歳～17歳	（略）	33,510	41,030
18歳・19歳	（略）	33,510	40,740
20歳～40歳	（略）	32,880	40,740
41歳～59歳	（略）	33,680	40,740
60歳～64歳	（略）	33,350	40,740
65歳～69歳	（略）	33,350	38,950
70歳～74歳	（略）	28,940	38,950
75歳以上	（略）	28,940	35,160

第２類

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		34,910	42,940	50,620	52,700	56,200
基準額③		27,690	40,660	45,110	47,040	47,070
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	４月まで）					
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	４月まで）					
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額		世　帯　人　員　別				
		６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		59,340	61,790	64,220	66,660	2,450
基準額③		53,880	56,730	59,320	61,710	2,390
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（イ）　３級地―２

第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	（削る）	基　準　額 ②
０歳～２歳	（略）	（削る）	（略）
３歳～５歳	（略）		（略）
６歳～11歳	（略）		（略）
12歳～17歳	（略）		（略）
18歳・19歳	（略）		（略）
20歳～40歳	（略）		（略）
41歳～59歳	（略）		（略）
60歳～64歳	（略）		（略）
65歳～69歳	（略）		（略）
70歳～74歳	（略）		（略）
75歳以上	（略）		（略）

第２類

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別				

	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（イ）　３級地―２

第１類

年　齢　別	基　準　額 ①	基　準　額 ②	基　準　額 ③
０歳～２歳	（略）	21,860円	36,940円
３歳～５歳	（略）	24,560	36,940
６歳～11歳	（略）	28,180	37,780
12歳～17歳	（略）	32,100	39,520
18歳・19歳	（略）	32,100	39,250
20歳～40歳	（略）	31,500	39,250
41歳～59歳	（略）	32,260	39,250
60歳～64歳	（略）	31,960	39,250
65歳～69歳	（略）	31,960	37,510
70歳～74歳	（略）	27,730	37,510
75歳以上	（略）	27,730	33,870

第２類

基準額及び加算額	世　帯　人　員　別				

		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額	世帯人員別				
	６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額

		１人	２人	３人	４人	５人
基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		33,440	41,120	48,480	50,480	53,840
基準額③		27,690	40,660	45,110	47,040	47,070
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

基準額及び加算額	世帯人員別				
	６人	７人	８人	９人	10人以上１人を増すごとに加算する額

基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
基準額②		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

⑵　基準生活費の算定

ア　基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

基準額①		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基準額②		56,840	59,170	61,520	63,860	2,340
基準額③		53,880	56,730	59,320	61,710	2,390
地区別冬季加算額	Ⅰ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅱ区（10月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅲ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅳ区（11月から４月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅴ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	Ⅵ区（11月から３月まで）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

⑵　基準生活費の算定

ア　基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

A＋B＋C 算式の符号 （削る）	$A \times \frac{1}{3} + (B + C) \times \frac{2}{3} + D$ 算式の符号 A　第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額②の合計額（以下「合計額②」という。）（ただし、第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.9を乗じて得た額よりも合計額②が少ない場合は、合計額①に0.9を乗じて得た額とする。）
A　第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）	B　第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額③を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率③の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額③の合計額（ただし、当該合計額が、合計額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）
B　次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額	C　次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額
C　第２類の表に定める地区別冬季加算額	D　第２類の表に定める地区別冬季加算額
逓減率	逓減率

第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乗じる率	世　帯　人　員　別				
	１　人	２　人	３　人	４　人	５　人
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
率　②	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乗じる率	世　帯　人　員　別				
	６　人	７　人	８　人	９　人	10人以上

第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乗じる率	世　帯　人　員　別				
	１　人	２　人	３　人	４　人	５　人
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
率　②	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140
率　③	1.0000	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683

第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乗じる率	世　帯　人　員　別				
	６　人	７　人	８　人	９　人	10人以上

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
率　②	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

期末一時扶助費　（略）
経過的加算額（月額）　（略）
２・３　（略）
第２章　加算
１～５　（略）
６　児童養育加算
⑴　加算額（月額）
児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、高等学校等修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。）１人につき10,190円とする。

（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
率　②	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	0.6645
率　③	0.5383	0.5087	0.4844	0.4639	0.4639

期末一時扶助費　（略）
経過的加算額（月額）　（略）
２・３　（略）
第２章　加算
１～５　（略）
６　児童養育加算
⑴　加算額（月額）
児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、児童１人につき次の表に掲げる額とする。

第１子及び第２子	３歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過しない児童とする。以下同じ。）	11,820円
	３歳以上の児童（月の初日に生まれた	10,190円

（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）

⑵　児童養育加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、⑴の額に次に掲げる児童１人につき4,330円を加えるものとする。

ア　４人以上の世帯に属する３歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過しない児童とする。以下同じ。）

イ　３人以下の世帯に属する３歳に満たない児童（当該児童について第１章の２若しくは３又は第３章の１(1)に掲げる額を算定する場合に限る。）

ウ　第３子以降の児童のうち、３歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過した児童とする。）であつて小学校修了前のもの（12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児

	児童については、出生の日から３年を経過した児童とする。以下同じ。）であつて高等学校等修了前のもの（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。）	
第３子以降	小学校修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。）	11,820円
	小学校修了後高等学校等修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童であつて18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるものをいう。）	10,190円

⑵　児童養育加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、⑴の表に掲げる額に次に掲げる児童１人につき2,700円を加えるものとする。

ア　４人以上の世帯に属する３歳に満たない児童

イ　３人以下の世帯に属する３歳に満たない児童（当該児童について第１章の２若しくは３又は第３章の１(1)に掲げる額を算定する場合に限る。）

ウ　第３子以降の児童のうち、３歳以上の児童であつて小学校修了前のもの

童をいう。）

7　（略）

8　母子加算

⑴　加算額（月額）

		児　童　1　人	児童が２人の場合に加える額	児童が３人以上１人を増すごとに加える額
在宅者	１級地	18,800円	4,800円	2,900円
	２級地	17,400	4,400	2,700
	３級地	16,100	4,100	2,500
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		（略）	（略）	（略）

⑵　母子加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、⑴の表に掲げる額に次の表に掲げる額を加えるものとする。

ア　３人以上の世帯に属する児童（当該児童が１人の場合に限る。）

（ア）　３人世帯

児童の年齢	１級地の１	１級地の２	２級地の１	２級地の２	３級地の１	３級地の２
０～５歳	3,330円	3,330円	（略）	（略）	（略）	（略）

7　（略）

8　母子加算

⑴　加算額（月額）

		児　童　1　人	児童が２人の場合に加える額	児童が３人以上１人を増すごとに加える額
在宅者	１級地	20,300円	3,900円	2,300円
	２級地	18,800	3,600	2,200
	３級地	17,500	3,300	2,000
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		（略）	（略）	（略）

⑵　母子加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、⑴の表に掲げる額に次の表に掲げる額を加えるものとする。

ア　３人以上の世帯に属する児童（当該児童が１人の場合に限る。）

（ア）　３人世帯

児童の年齢	１級地の１	１級地の２	２級地の１	２級地の２	３級地の１	３級地の２
０～５歳	2,230円	2,230円	（略）	（略）	（略）	（略）

６～11歳	3,330	3,330	3,200	（略）	（略）	（略）
12～14歳	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	（略）
15～17歳	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	（略）

（イ）　４人世帯

児童の年齢	１級地の１	１級地の２	２級地の１	２級地の２	３級地の１	３級地の２
０～２歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	（略）
３～14歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15～17歳	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

（ウ）　５人以上の世帯

児童の年齢	１級地の１	１級地の２	２級地の１	２級地の２	３級地の１	３級地の２
０～14歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円
15～17歳	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

６～11歳	2,230	2,230	2,140	（略）	（略）	（略）
12～14歳	2,230	2,230	2,140	1,860	1,180	（略）
15～17歳	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
18歳以上20歳未満	2,230	2,230	2,140	1,860	1,180	（略）

（イ）　４人世帯

児童の年齢	１級地の１	１級地の２	２級地の１	２級地の２	３級地の１	３級地の２
０～２歳	2,230円	2,230円	2,140円	2,140円	1,940円	（略）
３～14歳	2,230	2,230	2,140	2,140	1,940	1,940
15～17歳	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
18歳以上20歳未満	2,230	2,230	2,140	2,140	1,940	1,940

（ウ）　５人以上の世帯

児童の年齢	１級地の１	１級地の２	２級地の１	２級地の２	３級地の１	３級地の２
０～14歳	2,230円	2,230円	2,140円	2,140円	1,940円	1,940円
15～17歳	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

イ　⑶の養育に当たる者が第１章の１の基準生活費を算定される世帯に属する児童（当該児童全てが第３章の１⑵に掲げる児童又は医療型障害児施設に入所する児童であり、かつ同一世帯に属する当該児童が２人以下である場合に限る。）

	１級地の１	１級地の２	２級地の１	２級地の２	３級地の１	３級地の２
児童１人	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円
児童２人	280	280	460	460	350	350

⑶　（略）

９　（略）

第３章　入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

１～３　（略）

別表第２　（略）

別表第３　住宅扶助基準

１　基準額

区分／級地別	家賃、間代、地代等の額（月額）	補修費等住宅維持費の額（年額）
１級地及び２級地	（略）	121,000円以内

18歳以上20歳未満	2,230	2,230	2,140	2,140	1,940	1,940

イ　⑶の養育に当たる者が第１章の１の基準生活費を算定される世帯に属する児童（当該児童全てが第３章の１⑵に掲げる児童又は医療型障害児施設に入所する児童であり、かつ同一世帯に属する当該児童が２人以下である場合に限る。）

	１級地の１	１級地の２	２級地の１	２級地の２	３級地の１	３級地の２
児童１人	2,230円	2,230円	2,140円	2,140円	1,940円	1,940円
児童２人	190	190	310	310	240	240

⑶　（略）

９　（略）

第３章　入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

１～３　（略）

別表第２　（略）

別表第３　住宅扶助基準

１　基準額

区分／級地別	家賃、間代、地代等の額（月額）	補修費等住宅維持費の額（年額）
１級地及び２級地	（略）	122,000円以内

3　級　地	（略）	

2　（略）

別表第４～６　（略）

別表第７　生業扶助基準

1　基準額

区　分			基　準　額
（略）			（略）
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）		82,000円以内
	（略）	（略）	（略）
（略）			（略）

2・3　（略）

別表第８・９　（略）

3　級　地	（略）	

2　（略）

別表第４～６　（略）

別表第７　生業扶助基準

1　基準額

区　分			基　準　額
（略）			（略）
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）		81,000円以内
	（略）	（略）	（略）
（略）			（略）

2・3　（略）

別表第８・９　（略）

2. 生活保護法による保護の実施要領について
（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）【改正案】
3. 生活保護法による保護の実施要領について
（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）【改正案】
4. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて
（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）【改正案】

生活保護法による保護の実施要領について

生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領による。

第１　世帯の認定

次　第１

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

局　第１

１　居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

(1) 出かせぎしている場合

(2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合

(3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学３年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合

(4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合

(5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。２の(5)（ウ を除く。）及び(6)並びに第２の１において同じ。）している場合

(6) 職業能力開発校等に入所している場合

(7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

問（第１の４）　出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解してよいか。

答　お見込みのとおりである。

問（第１の５）　生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱ってよいか。

答　貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

２　同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。

(1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合

(2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあっては、世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）

(3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。）

(4) 次に掲げる場合であって、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ア　要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合

イ　ア以外の場合であって、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合

(5) 次に掲げる場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

ア　６か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係に

ない場合（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

イ　出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに１年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ウ　ア又はイに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の２若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合

エ　イ又はウに該当することにより世帯分離された者が、退院若しくは退所後６か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(6) (5)のア、イ及びエ以外の場合で、６か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため１年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき

(8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）の入所者（障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）

問（第１の８）　世帯分離が認められる場合については、局長通知第１の２及び５に各々その要件が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除した上、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものと考えるが、どうか。

答　世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況、就学の状況 や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的には把握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて、少なくとも毎年１回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

問（第１の９）　世帯分離をした場合において、分離により保護を要しないとした者（世帯）については、継続的に収入等を把握し、要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年１回は検討を行うこととされているが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また再三届出を求めたにもかかわらず届出がなされないため要件の確認が行えないような場合は、どのように取り扱えばよいか。

答　世帯分離は、世帯単位の原則のもとで一定の要件を満たしていることを条件に保護の実施機関が適当

と判断したときに例外的な取扱いとして認められているものである。したがって、世帯分離中は継続して分離の要件を満たしており、分離が適切であるとの実施機関の判断が前提となっているものであるから、設問のように福祉事務所において分離要件を見直すことが必要であると考え調査したが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により、この確認ができない場合には当然世帯単位の原則に立ち帰り同一世帯と認定すべきものである。

以上の考え方からすれば、設問のような場合においては、実施機関は、まず、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する変更決定を行うとともに、再度必要な資料等の提出を求め、なお指示に従わない場合は所要の手続を経て保護の停廃止を検討すべきである。

問（第１の10）　世帯分離により入院若しくは入所中又は局長通知第１の２の(8)に掲げる施設に入所中の者のみを相当長期間保護している場合であって、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が代替わりしたこと等により、同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、別世帯とみなして差しつかえないか。

答　次のいずれにも該当する場合であって、社会通念上同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、出身世帯と分離して保護している者を別世帯とみなして差しつかえない。

1　世帯分離後、入院入所期間がおおむね５年以上にわたっており、今後も引き続き長期間に及ぶこと。

2　世帯分離されている者に対し、出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと。

3　世帯分離後出身世帯の生計中心者が代替わりしていること。

なお、別世帯とみなした場合にも、従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこととなる。

3　高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下「高等学校等」という。）に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。

ただし、専修学校又は各種学校については、高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるものと認められるものであって、その者がかつて高等学校等を修了したことのない場合であること。

問（第１の７）　局長通知第１の３にいう「高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるもの」とは、どのようなものをいうか。

答　専修学校又は各種学校の修業年限が３年以上であり、かつ、普通教育科目を含む就業時間数がおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合であって、就学する者の意欲、能力、健康状態等から判断して、当該被保護世帯の自立助長のうえで高等学校等での就学と同程度の効果が期待されるものをいう。

4　次の各要件のいずれにも該当する者については、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差しつかえないこと。

(1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。

(2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。

5　次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。

(1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その課程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

(2) 次の貸与金、給付金等を受けて大学で就学する場合

ア　大学等における修学の支援に関する法律に基づく学資支給及び授業料等減免

イ　独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金、給付金

ウ　国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業に

よる貸与金であってイに準ずるもの

エ　地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金、給付金（ウに該当するものを除く。）であってイに準ずるもの

オ　大学が実施する貸与金、給付金等であって、保護の実施機関が適当と認めるもの

(3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

問（第１の６）　局長通知第１の５の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。

答　例えば、公益財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。

6　同一世帯に属していると認められるものであっても、次の者については別世帯として取り扱うこと。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に定める特定中国残留邦人等（以下「特定中国残留邦人等」という。）及び同法に定める特定配偶者等（以下「特定配偶者等」という。）

第２　実施責任

㊐　第２

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

㊗　第２

1　居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。

(1) 保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介護扶助又は入院若しくは入所に伴なう生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関に連絡のあった時点における、要保護者の現在地（ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行なうことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。）を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。

(2) 入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこと。

(3) (2)のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失ない、又は入院若しくは入所後（入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後）３箇月以内に入院又は入所を原因として居住地を失なった者（入院又は入所後３箇月を経過した後において保護を申請した者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。）については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（現在地保護の例による。）を負うこと。

問（第２の１）　単身者たる入院患者又は介護老人保健施設入所者の入院又は入所前の居住地がなくなった場合は、他に親族等の縁故先で退院又は退所後の落着き先となることが期待される場所があるとしても、当該入院又は入所が法によるものであると否と

を問わず、すべて居住地として認定されないと解してよいか。

答　局長通知第２の１の(2)に該当する場合を除き、お見込みのとおりである。

問（第２の２）　世帯分離された入院患者又は介護老人保健施設入所者については、出身世帯の居住地をその居住地として認定すべきであり、出身世帯が移転した場合も同様であると解してよいか。

答　お見込みのとおりである。

問（第２の３）　同一世帯員として認定すべき者のうち一方が病院又は療養所にあり、他方が保護施設にある場合で、入院又は入所前の居住地が消滅しているときの実施責任は、どのように判断すべきか。

答　それぞれ世帯を別にしているものとして判断すべきである。

すなわち、保護施設にある者については法第19条第３項により、入院患者については局長通知第２の１又は２により取り扱うべきである。

問（第２の４）　次の場合の要保護者にかかる実施責任はいずれにあるか。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担（結核に係るものに限る。）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けていない被保護者で居住地のないものが転院したとき。

(2) 医療扶助により入院していた者で局長通知第２の１の(3)又は２により保護を実施されていたものが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助（入院患者日用品費）を要するとき。

(3) 医療観察法による措置廃止により、居住地のない被保護者が転院したとき。

答　(1)については、局長通知第２の２は適用されず、当該被保護者の現在地である転院先の医療機関所在地の実施機関が、入院患者日用品費等の支給について実施責任を負うものである。

(2)については、同一の医療機関に入院している限り引き続き局長通知第２の１の(3)又は２により実施責任が定められるものである。

(3)については、措置廃止と同時に転院となった場合は、局長通知第２の１により転院先の医療機関所在地の実施機関が実施責任を負うものである。

問（第２の５）　局長通知第２の１の(3)にいう「入院後３箇月以内」及び「入院後３箇月を経過した後」の「３箇月」はどのように算定すべきか。

答　いずれも入院した日の属する月を含めて４箇月目の月の入院日に応当する日の前日までをいうものである。

問（第２の７）　被保護者が軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入所した場合、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム所在地を所管する保護の実施機関が 負うこととなるのか。

答　(1) 軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居する被保護者のうち、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けるものに入居する者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととな る。

(2) 軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居する者のうち、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者については、居住地特例の適用はなく、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。

(3)軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居している者から保護の申請があった場合は、その者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けるか否かにかかわらず、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。

(4) (2)と同様に、身体障害者福祉ホーム、精神障害者ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等に入居する者については、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととな

る。

一方で、平成18年４月１日以後に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居した被保護者の保護の実施責任は、入居前に保護を受けていたかどうかにかかわらず、入居前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うものであることに留意されたい。

2　居住地のない被保護者又は要保護者について、保護の実施機関が、所管区域内に適当な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合（生活保護法による医療扶助を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に保護の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含む。）には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（１の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。

3　居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（１の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。

4　単身の被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）が国立保養所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における保護の実施機関にあるものとすること。

5　保護施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中（保護施設通所事業については１年以内に限る。）、当該施設に入所していたときの保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。

6　被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。

7　老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に保護を開始されるときのその者に対する保護の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとすること。

8　保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとすること。ただし、第１の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。

9　被保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、12の(1)の取扱いに拠らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。

10　児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所している者に対する保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。

問（第２の８）　平成18年10月以前より児童福祉法に基づく措置により児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所している児童が、引き続き契約に基づき当該施設に入所する場合、その児童の入所期間中、当該施設（複数の施設に継続して入所措置され

た場合には最初に入所措置された施設）に入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、当該児童に対する保護の実施責任を負うものと考えてよろしいか。

答　お見込みのとおりである。

11　法第18条第２項第１号の規定に基づく死亡した被保護者の葬祭を行なう者に対する葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとすること。

12　居住地又は現在地の認定は次によること。

(1) 第１の１によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。

(2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。

なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。

(3) 刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこと。

(4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。

ただし、左記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。

ア　売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設

イ　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

第３　資産の活用

㊇　第３

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

１　その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの

２　現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの

３　処分することができないか、又は著しく困難なもの

４　売却代金よりも売却に要する経費が高いもの

５　社会通念上処分させることを適当としないもの

㊗　第３

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第３の３から５までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

また、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

１　土地

(1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア　当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ　農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

(2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア　当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ　当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね３年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

(3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア　事業用（植林事業を除く。）又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの。

イ　当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね３年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

2　家屋

(1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

(2) その他の家屋

ア　事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ　貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間（おおむね３年以内とする。）における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

3　事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

(1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。

(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね１年以内（事業用設備については３年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

4　生活用品

(1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

(2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

(3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

(4) その他の物品

ア　処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ　ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

5　判断基準

１の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び２の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。

問（第３の18）　生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合はどのように取り扱ったらよいか。

答　被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。

さらに、 保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

問（第3の18－2）　高等学校等に就学中の者がいる被保護世帯において、当該者が高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費に充てるため、保護費のやり繰りにより預貯金等をすることは認められるか。

答　保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認して差しつかえない取り扱いとしている。

生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校への就学については、本来、高等学校等就学費を支給された者は卒業資格を活かして就労を目指すことが必要であるが、一方で、自立助長に効果的であると認められる等局第１－５の要件を満たす場合には世帯分離をしたうえで認めている。

また、大学への就学については、貸与金を受けて就学する場合に世帯分離をしたうえで認めているが、大学への就学によって、就労に資する資格取得が見込まれることも考えられる。

そのため、次のいずれにも該当する場合、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等は、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるものとして、保有を容認して差しつかえない。

なお、保護の実施機関は、当該預貯金等の使用前に預貯金等の額を確認するとともに、使用後は下記３の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。

1　具体的な就労自立に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から卒業時の資格取得が見込めるなど特に自立助長に効果的であると認められること。

2　就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学すること。

3　当該預貯金等の使用目的が、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）

に充てるものであること。

４　やり繰りで生じる預貯金等で対応する経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっているものであって、原則として、やり繰りを行う前に保護の実施機関の承認を得ていること。

問（第３の18-3）　活用すべき資産には当たらないものとして認められた預貯金等を保有する場合であって、保護の停廃止を受けた後、保護を再開する時の取扱いを示されたい。

答　保護の停止は、おおむね６か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される場合又は保護を要しない状態がなお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要がある場合に行うものであり、保護停止中においても、その生活状況の経過を把握し、必要に応じて、助言指導を行うこととなっている。

このため、保護受給中に認められていた当該預貯金等を保護停止中に保有することは認められるものである。なお、保護再開時に当たっては、自立更生計画等により、当該預貯金等の使用目的及び金額が保護停止前と変更ないものかどうか、変更されている場合はその事情等を確認すること。

一方、保護の廃止は、特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がない場合又はおおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続する場合に行うものであり、保護廃止後は生活保護制度下の制約を受けないものである。

したがって、保護廃止後は当該預貯金等を何に充てるかは本人の自由となるが、再び要保護状態となって保護の申請があった場合、保護廃止前に活用すべき資産には当たらないものとして認められた預貯金等を保有していたとしても、保護開始時の要否判定においては、活用すべき資産として取り扱うことに留意すること。

なお、これらの手続について、被保護者に対し、上記の取扱いを十分に説明した上で行うこと。

問（第３の13）　局長通知第３において、要保護者に資産の申告を行わせることとなっているが、保護受給中の申告の時期等について具体的に示されたい。

答　被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については、少なくとも12箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不審がある場合には必要に応じて関係先について調査を行うこと。

この場合、不動産の保有状況については、固定資産税納税通知書がある場合は写しを提出させるとともに、必要がある場合は、更に訪問調査等により的確に把握すること。

なお、保護の実施機関において関係機関の協力等により被保護者の保有不動産の状況を的確に把握できる場合には、必ずしも被保護者から申告を行わせる必要はないこと。

おって、不動産を取得又は処分したときの申告については、予め被保護者に申告の義務があることを十分に理解させ、速やかに申告を行わせること。

問（第３の15）　局長通知第３の５にいうケース診断会議等の検討に付する目安を示されたい。

答　ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の標準３人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ１０年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする。

なお、当該目安額は、あくまでも当該検討会等の検討に付するか否かの判断のための基準であり、保護の要否の決定基準ではないものである。

問（第３の16）　局長通知第３の５にいうケース診断会議等ではどのような点について検討を行うのか示されたい。

答　当該土地・家屋に居住することによって営まれる生活の内容が、最低生活の観点から、他の被保護世帯や地域住民の生活内容との比較においてバランスを失しない程度のものであるか、また、生活保護の補足性の観点からみて、居住用の不動産としてその価値が著しい不公平を生じるものではないか等について、住民意識及び世帯の事情等を十分勘案して長

期的な視点で行うものとする。

具体的には、

① 当該土地・家屋の見込処分価値の精査

② 当該土地・家屋の処分の可能性

③ 当該世帯の移転の可能性

④ 当該世帯員の健康状態・生活歴

⑤ 当該世帯と近隣の関係

⑥ 当該世帯の自立の可能性

⑦ 当該地域の低所得者の持ち家状況、土地・家屋の平均面積、地域感情

⑧ その他必要な事項

について検討し、当該世帯の実情に応じた土地・家屋の保有の容認あるいは活用の方策等の総合的な援助方針について意見をまとめること。

なお、土地・家屋の活用について援助方針を樹立する際には、当該世帯に将来の生活の不安を抱かせることのないよう配慮する必要があることから、単に資産活用に係る関係諸機関との連携、活用までの間の急迫保護のあり方、指導指示の内容について検討するのみでなく、個別の世帯の事情に即した他法他施策の活用、不動産を担保とした貸付の活用、不動産の賃貸等による活用、公営住宅等への入居による活用、親族との関係など当該世帯の自立助長の観点から、全般にわたり十分な配慮を行った援助方針の樹立に努める必要があること。

また、土地・家屋の保有を容認することが適当と判断された場合においても、検討の結果を活かして改善を図られる援助方針の樹立について留意されたいこと。

問（第３の６） 局長通知第３の４の(4)のイにいう「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」ことの判断基準を示されたい。

答(1) 「当該地域」とは、通常の場合、保護の実施機関の所管区域又は市町村の行政区域を単位とすることが適当であるが、実情に応じて、市の町内会、町村の集落等の区域を単位として取り扱って差しつかえない。

(2) 「一般世帯との均衡を失することにならない」場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の７０％程度（利用の必要性において同様の状態にある世帯に限ってみた場合には90％程度）の普及率を基準として認定すること。

問（第３の17） 次官通知第３の５にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第３の８） 生活用品としての楽器、テレビ、カメラ及びステレオは、趣味装飾品、家具什器又はその他の物品のいずれに分類すべきか。

答 「その他の物品」として取り扱うこと。

問（第３の８の２） 債券の保有は認められないこととなっているが、有価証券はすべて保有が認められないのか。

答 株券、国債証券、投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券は、保有を認められない。

なお、保護申請時において、未公開株券等の直ちに処分することが困難な有価証券であって、一定期限の到来により処分可能となるものを保有する場合に限り、保護適用後売却益を受領した時点で、開始時の資力として法第63条を適用することを条件に保護を適用して差し支えない。

問（第３の９） 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第３の５にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいか。

１ 障害者が自動車により通勤する場合

２ 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合

３ 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合

４ 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、２、３及び４については、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

(1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを

得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。

(2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。

(4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

問（第３の９の２）　通勤用自動車については、現に就労中の者にしか認められていないが、保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれる場合であっても、保有している自動車は処分させなくてはならないのか。

答　概ね６か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第３の２「現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えない。ただし、維持費の捻出が困難な場合についてはこの限りではない。

また、概ね６か月経過後、保護から脱却していない場合においても、保護の実施機関の判断により、その者に就労阻害要因がなく、自立支援プログラム又は自立活動確認書により具体的に就労による自立に向けた活動が行われている者については、保護開始から概ね１年の範囲内において、処分指導を行わないものとして差し支えない。

なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではないので、予め文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない。

また、期限到来後自立に至らなかった場合については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこと。

問（第３の11）　保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金のある場合は、すべて解約させるべきか。

答　保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。

問（第３の19）　保護申請時において学資保険に加入している場合においても、本通知第３の問11と同様の条件を満たす場合については、解約させないで保護を適用してよいか。

答　当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第63条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差しつかえない。

１　同一世帯の構成員である子が18歳以下である時に、同一世帯員が満期保険金（一時金等を含む）を受け取るものであること。

２　満期保険金（一時金等を含む）又は満期前に解約した場合の返戻金の使途が世帯内の子の就学に要する費用にあてることを目的としたものであること。

３　開始時点の１世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以下であること。

問（第３の20）　保護受給中に学資保険の満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係も踏まえて取扱いを示されたい。

答　満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を適用し返還を求めることとなるが、本通知第８の問40の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この

場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。

開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。なお、この取扱いは、保有を認められた他の保険についても同様である。

問（第３の12）　次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

１　障害者（児）が通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車を必要とする場合

２　公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

答　次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第３の５にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

１　障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

(1) 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。

(2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実情に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。

(4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

(5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

２　公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

(1) 当該者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。

(2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院等が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車による以外に通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。

(4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

(5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

問（第３の14）　ローン付住宅を保有している者から保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。

答　ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のも

のを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。

問（第３の21）　局長通知第３の１の(1)及び第３の２の(1)において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させることとし、その活用後に保有を認めることとされているが、当該貸付資金の利用が可能にも関わらず、その利用を拒む世帯に対しては、どのように対応するのか。

答　要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な場合には、当該貸付資金の利用が優先されるべきである。

したがって、当該貸付資金の利用を拒む世帯に対しては、資産の活用は保護の受給要件となることを説明し、その利用を勧奨するとともに、貸付期間中も相談に応じること、貸付の利用が終了した後、他の要件を満たす場合には生活保護が適用になる旨を説明することとされたい。

それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を恣意的に忌避し、法第４条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、

１　生活保護受給中の者については、所要の手続を経て、保護を廃止する

２　新規の保護申請者については、保護申請を却下する

ことされたい。

問（第３の22）　保護受給中の者が要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合、貸付日以前に支給された保護費はどのように取扱うのか。

答　要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用の可否については、社会福祉協議会による審査によって決定されることから、保護の実施機関による当該居住用不動産の保有認否の判断は、この審査結果を待って行うことになる。

したがって、この場合、貸付契約の成立をもって、当該居住用不動産が具体的に活用可能な資産になったものと判断されるべきであり、初回の貸付分が受けられる月の初日を資力発生日ととらえ、貸付日以前に支給された保護費については、法第６３条による返還請求を行わないこと。

なお、この取扱いは、保護の実施機関が貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様である。

問（第３の23）　保有が容認されていた自動車が使用に耐えない状態となった場合、自動車の更新を認めてよいか。

答　次のいずれにも該当する場合であって、自動車を購入することが真にやむを得ないと認められる場合は、自動車の更新を認めて差し支えない。

ただし、保護の実施機関による事前の承認を得ることを原則とする。その際、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により賄う場合においては、本通知第３の18に従い、不正の手段により蓄えられたものではないこと等を確認すること。

１　保有が容認されていた自動車が使用に耐えない状態となったこと。

２　保有が容認されていた事情に変更がなく、自動車の更新後も引き続き本通知第３の９又は同第３の12に掲げる保有の容認要件に該当すること。

３　自動車の処分価値が小さく、通勤、通院等に必要な範囲の自動車と認められるものであること。

４　自動車の更新にかかる費用が扶養義務者等他からの援助又は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により確実に賄われること。

第４　稼働能力の活用

㊇　第４

要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。

㊞　第４

１　稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断

会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2　稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3　稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が２で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4　就労の場を得ることができるか否かの評価については、２で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

問（第４の１）　現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるか否かについては、どのように判断したら良いのか。

答　局長通知第４で示した稼働能力の活用についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。

具体的には、その者の現在の就労状況が２により評価した本人の稼働能力から見て妥当な水準にあると認められる場合には、その者は稼働能力を活用していると判断することができるものである。

一方、本人の稼働能力から見て妥当な水準にないと認められる場合には、３及び４で示した事項を含めて１により客観的かつ総合的に判断されたい。

第５　扶養義務の取扱い

㊐　第５

要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。

㊗　第５

1　扶養義務者の存否の確認について

(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア　絶対的扶養義務者。

イ　相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの。

(ｱ) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者。

(ｲ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。

問（第５の１）　局長通知第５の１の(1)のイの(ｲ)にいう「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答　民法第877条第２項にいう特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の３親等内の親族についても、親族間に生活共同体的関係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされている。したがって、本法の運用にあたっても、この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣行等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合には、それぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適当である。ただし、当該判断にあたっては機械的に取り扱うことなく、原則当事者間における話合い等によって解決するよう努めること。

1　その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合。

2　その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合。

3　当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合。

(2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。

［表略］

(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

2　扶養能力の調査について

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等（以下「精神的な支援」という。）の可能性についても確認するものとする。

問（第５の２）　局長通知第５の２の(1)による扶養の可能性の調査により、例えば、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者並びに夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の局長通知第５の２の(2)及び(3)の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。

答１　当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、局長通知第５の２の(2)のアのただし書きにいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差しつかえない。

2　当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。

3　なお、いずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。

問（第５の３）　生活扶助義務関係にある者の扶養能力を判断するにあたり、所得税が課されない程度の収入を得ている者は、扶養能力がないものとして取り扱ってよいか。

答　給与所得者については、資産が特に大きい等、他に特別の事由がない限り、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。給与所得者であってもこの取扱いによることが適当でないと認められる者及び給与所得者以外の者については、各種収入額、資産保有状況、事業規模等を勘案して、個別に判断すること。

(2) 次に掲げる者（以下「重点的扶養能力調査対象者」という。）については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

①　生活保持義務関係にある者

②　①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者

③　①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア　重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、まず関

係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ　調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ　アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として３週間以内に調査の上回答すること。

エ　調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア　重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ　実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ　照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝えるとともに、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(4) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行うものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要保護者と扶養義務者との関係が一義的であるので、要保護者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。

(5) 扶養の程度は、次の標準によること。

ア　生活保持義務関係（第１の２の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。）においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分

イ　第１の２の(4)のイ、同(5)のイ若しくはエ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係並びに直系血族（生活保持義務関係にある者を除く。）兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係（以下「生活扶助義務関係」という。）においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

問（第５の４）　局長通知第５の２の(5)のアは、生活保持義務関係にある者の同居の事実の有無又は親権の有無にかかわらず適用されるものと思うが、どうか。

答　お見込みのとおりである。

(6) 扶養の程度の認定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア　扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。

イ　重点的扶養能力調査対象者以外の者が要保護者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

3　扶養義務者への通知について

保護の開始の申請をした要保護者について、保護の開始の決定をしようとする場合で、要保護者の扶養義務者に対する扶養能力の調査によって、法第77条第１項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始の決定を通知するまでの間に通知すること。

4　扶養の履行について

(1) 扶養能力の調査によって、要保護者の扶養義務者のうち、法第77条第１項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、書面により履行しない理由について報告を求めること。

(2) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせることが適当でないと判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(3) (2)の場合において、必要があるときは、(2)の手続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(4) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、扶養能力の調査を行い、必要に応じて(1)の報告を求めたうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年１回程度は行うこと。

問（第５の５）　局長通知第５の３及び４の(1)における「明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とはどのような者をいうか。

答　当該判断に当たっては、局長通知第５の２による扶養能力の調査の結果、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、扶養義務の履行を家庭裁判所へ調停又は審判の申立てを行う蓋然性が高いと認められる者をいう。

第６　他法他施策の活用

㊇　第６

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

㊞　第６

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

1　身体障害者福祉法
2　児童福祉法
3　知的障害者福祉法
4　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
5　老人福祉法
6　売春防止法
7　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律
8　災害救助法
9　農業保険法

10　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
11　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
12　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
13　公害健康被害の補償等に関する法律
14　特別支援学校への就学奨励に関する法律
15　健康保険法
16　厚生年金保険法
17　恩給法
18　各共済組合法
19　雇用保険法
20　労働者災害補償保険法
21　石綿による健康被害の救済に関する法律
22　国民健康保険法
23　国民年金法
24　高齢者の医療の確保に関する法律
25　介護保険法
26　児童扶養手当法
27　特別児童扶養手当等の支給に関する法律
28　児童手当法
29　戦傷病者戦没者遺族等援護法
30　未帰還者留守家族等援護法
31　引揚者給付金等支給法
32　自動車損害賠償保障法
33　墓地、埋葬等に関する法律
34　母子及び父子並びに 寡婦福祉法
35　母子保健法
36　学校保健安全法
37　生活福祉資金
38　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律
39　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
40　年金生活者支援給付金の支給に関する法律

第７　最低生活費の認定

㊐　第７

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

１　経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。

実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。

２　臨時的最低生活費（一時扶助費）

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
(2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要
(3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

㊟　第７

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

１　級地基準の適用

㊟　第７

１　級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、２（一般生活費）に特別の

定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとすること。

(1) 葬祭扶助については、葬祭地の級地基準によること。

(2) 旅先等で急迫保護を必要とする場合は、当該要保護者の現在地の級地基準によること。

2　経常的一般生活費

(1) 基準生活費

㊟　別表第１　生活扶助基準　第１章

１　居　宅

(1) 基準生活費の額（月額）……（略）

(2) 基準生活費の算定

ア　基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

Ａ ＋ Ｂ ＋ Ｃ

算式の符号

Ａ　第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第１類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第２類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

Ｂ　次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

経過的加算額（月額）の表……（略）

Ｃ　第２類の表に定める地区別冬季加算額

逓減率の表……（略）

期末一時扶助費の表……（略）

イ　第２類の表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は次の表に定めるところによる。

（冬期加算地域区分）

地　区　別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の都府県

ウ　入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

㊢　第７

２　一般生活費

(1) 基準生活費

ア　傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児（１歳の誕生日の前日までの間にある児童をいう。）が世帯員にいる場合であって、保護の基準別表第１章の１の(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に1.3を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げた額とする。）の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、保護受給中の者について、冬季加算認定期間（各地区区分ごとに設定されている冬季加算を認定する期間をいう。）における月の途中で新たに冬季加算に係る特別基準を認定し、又は認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から当該特別基準の認定変更を行うこと。

ただし、月の途中で保護開始となった場合又は保護廃止となった場合など、冬季加算について日

割計算により認定する場合は、冬季加算に係る特別基準についても日割計算により認定を行うこと。

イ　同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の中途で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第１第１章の３に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。

ウ　同一の月において救護施設等基準生活費（保護の基準別表第１の第一章の２に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。）と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、救護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

エ　救護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

ただし、居宅基準生活費を算定されている者が、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）に基づき救護施設等に一時入所する場合、当該一時入所期間中については、居宅基準生活費の変更は要しないものとすること。

オ　イ、ウ及びエによるほか、出かせぎ等により１箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

カ　入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額②（以下「第１類費基準額②」という。）に0.25を乗じて得た額を計上すること。ただし、第１類費基準額②の額が同表中基準額①（以下「第１類費基準額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「基準額②（以下「第１類費基準額②」という。）」を「第１類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

キ　入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時扶助費又は各種加算については、その期間当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク　オにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ケ　救護施設等基準生活費（期末一時扶助費及び各種加算を含む。）は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、２級地又は３級地に所在する保護施設に入所している者について、１級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえないこと。

コ　オにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、保護の基準別表第１第１章の１の第２類の表に定める額については、出身世帯員の人員の世帯に適用される額と世帯人員１人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、第７の２の(4)のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

サ　特定中国残留邦人等及び特定配偶者等と同居している世帯に係る基準生活費は、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等を同一世帯員とみなした場合に算出される当該基準生活費の額から当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に係る基準生活費の額を減じた額とする。

問（第７の１）　入院患者に、付添いのため、出身世帯の世帯員がその級地を異にする地の病院又は療養所において生活する場合は、入院患者に準じ最低生活費の認定をしてよいか。

答　当該入院患者が未成熟の子、身体障害者等であって付添いが必要であると認められ、かつ、その出身世帯員が付添いを行なうときは、入院患者及び付添いを行なう世帯員の基準生活費については、局長通知第７の２の(1)により、病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかえない。

　また、住宅費についても、出身世帯員が入院患者に付添う期間中、局長通知第７の４の(1)のエ（入院患者がある場合の住宅費）を適用して差しつかえない。

問（第７の19）　最低生活費の認定にあたり、日割計算を行なわなければならないときは、各月の実日数によるべきか。

答　30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。

問（第７の28）　冬季加算を一括前渡支給してよいか。

答　生活扶助のうち冬季加算に相応する分についても、１月分以内を限度として前渡することが原則であるが、薪炭等冬期必需物資について、当該地域の実態からみて適宜の時期に一括購入するのでなければ以後の購入が著しく困難となるような状態であれば、個々の被保護世帯において、これを他の生活需要に充当するおそれの有無等を確認し、必要やむを得ないと認められる場合は必要な額を一括前渡して差しつかえない。

問（第７の29）　局長通知第７の２の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」とは、どのような者が該当するのか。

答　重度障害者加算を算定している者又は要介護度が３、４若しくは５である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者（介護人の支援を受けて、通院等のために外出することがある者を含む。）が該当する。その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当する。

問（第７の29の２）　傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児がいる世帯であって局長通知第７の２の(1)のアによる特別基準の適用の必要があると実施機関が認めた場合は、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定してよいか。

答　傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児が世帯員にいることが確認できれば、冬季に増加する光熱費が地区別冬季加算額で賄える特段の事情がない限り、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定して差し支えない。

問（第７の37）　12月の月の中途で保護の開始又は停止若しくは廃止があった者についての期末一時扶助費の額は日割計算しなくてよいか。

答　期末一時扶助費は12月から翌年１月にかけて引き続き保護を受ける者に対して越年資金として支給されるものである。

　従って、12月中に保護を開始される者については日割計算を行なうことなく支給するものである。また、12月中に保護を停止又は廃止される者については支給しないものである。（この場合すでに支給済であれば、法第80条を適用すべき場合を除き、全額返還させることとなる。）

問（第７の66）　短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する場合の基準生活費の算定はどうすべきか。

答　居宅から１か月を超えて短期入所生活介護又は短期入所療養介護（以下この問において「短期入所」という。）を利用する場合には、利用開始日の属する月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から、介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

　なお、利用期間が１か月以内の場合については、介護施設入所者基本生活費の算定は要しないことか

ら、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとすること。

この場合、１か月を超えるか否かは、居宅介護支援計画により予め確認するものとし、月の中途で計画に変更があった場合は、直ちに基準生活費を計上すること。

また、医療機関に入院しており、入院患者日用品費が算定されている者が退院し、そのまま短期入所を利用する場合には、入所日から入院患者日用品費及び加算を計上せず、介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

問（第７の71）　ケアハウスは、生活保護法による指定介護機関の指定の対象とされているが、新規に被保護者が入所することは可能か。また、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）を住宅扶助から支給することとして差しつかえないか。

答　ケアハウスについては、管理費（家賃相当の利用料をいう。）が住宅扶助基準額以下であって事務費及び生活費が生活扶助費により対応可能であれば、新規に被保護者が入所することは可能であり、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）については、局長通知第７の４の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」であれば、敷金等に係る住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえない。

また、ケアハウス入所中の基準生活費については、居宅の生活扶助基準を適用し、生活費と事務費については生活扶助により対応し、管理費については、住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として認定することとなる。

問（第７の89）　夫婦の一方又は双方がそれぞれ別々に、認知症対応型共同生活介護等に入居した場合の最低生活費の認定方法如何。

答　生計の同一性、あるいは、夫婦としての一定の交流が継続されている場合は、引き続き同一世帯として認定することになるが、その場合であっても、局長通知第７の２の(1)のエにより、それぞれに一般生活費を計上して差し支えない。

この場合の保護の基準別表第１第１章の１の第２類の表に定める額については、局長通知第７の２の(1)のケにより、他の世帯員とは別に一人世帯に適用される額を計上するものである。

また、住宅費については、それぞれ住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

問（第７の79）　保護の基準別表第１第１章の１の(2)のアの規定により、居宅における個人別の第１類の額を合算した額に一定の率（以下「逓減率」という。）を乗じて世帯の第１類の額を算定することとされているが、次に掲げる者の第１類の額を含めた合計額について逓減率を適用するのか。

(1) 局長通知第7の2の(3)のイに定める「入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額」が適用される者

(2) 局長通知第7の2の(1)のオに定める「出かせぎ等により１箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする」者で、他の世帯員とは別に一般生活費を計上している者

答　逓減率の適用にあたっては、(1)及び(2)に該当する者は居宅における世帯構成員の数には含めないものとする。

したがって、(1)及び(2)に該当する者の第１類の額を除いた合計額に逓減率を適用することとなる。

㊐　別表第１第１章

２　救護施設等

(1) 基準生活費の額（月額）

ア　基準額

級 地 別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
１ 級 地	64,140円	67,950円
２ 級 地	60,940	64,550
３ 級 地	57,730	61,150

イ　地区別冬季加算額

Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
（10月から４月まで）	（10月から４月まで）	（11月から４月まで）	（11月から４月まで）	（11月から３月まで）	（11月から３月まで）

5,900円	4,480円	4,260円	3,760円	2,910円	2,050円

(2)　基準生活費の算定

ア　基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級 地 別	期末一時扶助費
1 級 地	5,070円
2 級 地	4,610
3 級 地	4,150

イ　表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、１の(2)のイの表に定めるところによる。

３　職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者(特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準生活費の額は、１の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施　　設	基準生活費の額	
	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、２の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、２の(2)のアの表に定めるところによる。
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第12項に規定する障害者支援施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額	
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設		
児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（以下「医療型障害児入所施設」という。） 児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関	入院患者日用品費の額	

(2) 入院患者の基準生活費の算定

㊐　別表第１第３章－１　入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基　準　額	地区別冬季加算額(11月から３月まで)		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
23,110円以内	3,600円	2,110円	1,000円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア　病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)に1箇月以上入院する者

イ　救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者

ウ　介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、第１章の１の(2)のイの表に定めるところによる。

㊗　第７－２

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

ア　病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとすること。

イ　入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第１類費基準額②に0.75を乗じて得た額及び保護の基準別表第１第１章の１の第２類

の表に定める基準額②（以下「第２類費基準額②」という。）に0.2を乗じて得た額の合計額（12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額）とすること。ただし、第１類費基準額②に0.75を乗じて得た額と第２類費基準額②に0.2を乗じて得た額の合計額が、第１類費基準額①に0.75を乗じて得た額と同表中基準額①（以下、「第２類費基準額①」という。）に0.2を乗じて得た額の合計額に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「第１類費基準額②」を「第１類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と、「基準額②（以下「第２類費基準額②」という。）」を「第２類費基準額①に0.855を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

ウ　保護受給中の者について、入院期間が１箇月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとすること。

エ　保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとすること。

オ　保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ　救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ　入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行なうこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。

ク　入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第１第３章の１の(1)の基準額の全額（精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額）を計上すること。

問（第７の27）　児童福祉法第27条第１項第３号の規定により、都道府県が障害児入所施設（児童福祉法第42条第２号に規定する医療型障害児施設に限る。）への入所措置を行った者について、入院患者日用品費を計上してよろしいか。

答　児童福祉法第27条第１項第３号の規定により、都道府県が入所措置を行った者については、児童福祉法の措置として日用品の給付が行われるので、当該児童にかかる日用品費支弁額の月額を収入認定することになるが、事務処理上は入院患者日用品費の基準額とその支弁額の月額との差額を計上することとして差しつかえない。

(3) 介護施設入所者の基準生活費の算定

㊐　別表第１第３章－２　介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額（月額）

基 準 額	地区別冬季加算額（11月から３月まで）		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
9,880円以内	3,600円	2,110円	1,000円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、第１章の１の(2)のイの表に定めるところによる。

㊑　第７－２

(4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

ア　介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助は算定するものとすること。

イ　保護受給中の者が月の中途で介護施設に入所し

たときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月（入所の日が月の初日のときは当該月）から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとすること。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ　保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ　救護施設、更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ　介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割り計算により行うこと。

　ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ　介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第１第３章の２の(1)の基準額の全額を計上すること。

(4) 加　算

ア　妊　産　婦　加　算

㊐　別表第１第２章－１妊産婦加算

(1) 加算額(月額)

級　地　別	妊　婦		産　婦
	妊娠６か月未満	妊娠６か月以上	
１級地及び２級地	9,130円	13,790円	8,480円
３　級　地	7,760	11,720	7,210

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は6箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者については、行わない。

㊟　第７－２

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

ア　妊産婦加算

(ｱ) 妊産婦加算の計上は、届出によって行なうものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行なうこと。

(ｲ) 保護受給中の者につき、妊娠月数が月の中途で変わる場合にはその翌月から妊婦加算の額の変更を行なうこと。

(ｳ) 産婦加算を行なう期間は、専ら母乳によって乳児をほ育する産婦については６箇月間とし、その他の者については３箇月間とすること。

(ｴ) (ｳ)の規定にかかわらず、保護受給中の者が出産したときは、当該月は妊婦加算を行ない、翌月から５箇月間（専ら母乳によって乳児をほ育する産婦以外の者については２箇月間）を限度として産婦加算を行なうこと。

(ｵ) 妊娠４箇月以後において人工妊娠中絶を行なった場合及び死産（妊娠４箇月以後の死児の出産）の場合には、３箇月間（保護受給中の者については翌月から２箇月間）産婦加算を行なうこと。

(ｶ) 妊婦又は産婦から保護の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行なうこと。

問（第７の54）　局長通知第７の２の(2)のアの(ｳ)及び(ｴ)にいう「専ら母乳によって」とは、どの程度の場合をいうのか。

答　「専ら母乳によって」いる場合とは、当該保育されている乳児について、人工栄養に依存する率が20％未満の場合である。

なお、人工栄養に依存する率は、乳児を養育する者の申立てを基礎として、保護の実施機関の指定する医師、助産師又は保健師の意見をきき、保護の実施機関が決定すること。また、人工栄養に依存する率の変動が予想されるときは、随時、確認を行うこと。

エ　障　害　者　加　算

㊐　別表第１第２章－２障害者加算

(1) 加算額(月額)

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	１級地	26,810円	17,870円
	２級地	24,940	16,620
	３級地	23,060	15,380
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,310	14,870

(注)　社会福祉施設とは保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること（以下同じ。)。

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア　障害等級表の１級若しくは２級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ　障害等級表の３級又は国民年金法施行令別表に定める２級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後１年６月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第１に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第１条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に14,880円 を算定するものとする。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,470円 を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、70,360円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

㊑　第７－２－(2)

エ　障害者加算

(ｱ) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(ｲ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ｳ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。ただし、保護の基準別表第１第２章の２の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた

日から日割計算により加算の認定変更を行なって差しつかえないこと。

(ｴ) 障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(ｵ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第１第２章の２の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第１に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、105,560円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第７の58）　保護の基準別表第１第２章の２の(1)の（注）にいう社会福祉施設には、軽費老人ホーム（Ｂ型）は含まれないものと解してよいか。

答　お見込みのとおりである。

問（第７の41）　障害等級表の１級、２級又は３級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者は、障害者加算の認定に当たり「症状が固定している者」に該当するものとして取り扱ってよいか。

答　お見込みのとおりである。

問（第７の65）　局長通知第７の２の(2)のエの(ｲ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答　精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の１級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める１級の障害と、同手帳の２級に該当する障害は同別表に定める２級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

おって、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

問（第７の87）　保護の基準別表第１第２章－２－(4)に定める家族介護料は、同居の特定中国残留邦人等又は特定配偶者等が被保護者を介護をしている場合にも算定できるものと考えてよいか。

答　お見込みのとおりである。

オ　介護施設入所者加算

㊐　別表第１第２章－３介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は８に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額(月額)は、9,880円の範囲内の額とする。

㊝　第７－２－(2)

オ　介護施設入所者加算

月の中途で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

カ　在　宅　患　者　加　算

㊐　別表第１第２章－４在宅患者加算

(1) 加算額(月額)

級　地　別	加　算　額
１級地及び２級地	13,270円
３　　級　　地	11,280

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

ア　結核患者であつて現に治療を受けているもの及

び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ　結核患者以外の患者であつて3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

㊟　第７－２－(2)

カ　在宅患者加算

(ｱ) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行なって差しつかえないこと。

(ｲ) 結核患者であって現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長６箇月の期間ごとに行なうこと。

(ｳ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

問（第７の６）　職業能力開発校在校中の者が現に３か月以上治療を要する疾病にかかった場合、在宅患者加算を認定してよいか。

答　職業能力開発校在校中の者であっても、在宅患者加算の要件をみたす場合には在宅患者加算を加算して差しつかえない。

キ　放射線障害者加算

㊟　別表第１第２章－５放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額43,830円、(2)に該当する者にあつては月額21,920円とする。

(1) ア　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの（同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。）

イ　放射線（広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。）を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(2) ア　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者（同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のアに該当しないものに限る。）

イ　放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

㊟　第７－２－(2)

キ　放射線障害者加算

(ｱ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

(ｲ) 保護の基準別表第１第２章の５の(1)のイ及び(2)のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、保護の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の保護適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。

a　認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業

b　(1)のイ又は(2)のイの別

c　負傷又は疾病の名称

d　放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過

e　放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要

f　放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量

ク　児童養育加算

㊟　別表第１第２章－６児童養育加算

(1)　加算額（月額）

児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、高等学校等修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。）1人につき10,190円とする。

(2)　児童養育加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、(1)の額に次に掲げる児童１人につき4,330円を加えるものとする。

ア　４人以上の世帯に属する３歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過しない児童とする。以下同じ。）

イ　３人以下の世帯に属する３歳に満たない児童（当該児童について第１章の２若しくは３又は第３章の１(1)に掲げる額を算定する場合に限る。）

ウ　第３子以降の児童のうち、３歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過した児童とする。）であつて小学校修了前のもの（12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。）

㊟　第７－２－(2)

ク　児童養育加算

(ｱ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに児童養育加算（児童養育加算に係る経過的加算を含む）を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(ｲ) 児童（18歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にあるものをいう。以下この(ｲ)において同じ。）の養育にあたる者が児童にも該当する場合は、当該養育にあたる児童についても加算を計上して差しつかえない。

問（第７の60）　転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算の対象となるのか。

答　児童福祉施設のうち、保護の基準別表第１の第１章の３に定める基準生活費を算定する施設に入所している児童については、児童養育加算を算定することとされたい。生活保護受給世帯から転出した児童や基準生活費を算定しない児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算は算定しない。

問（第７の60の2）　保護の基準別表第１第２章の６の(1)に「高等学校等修了前のもの」とあるが、高等学校等に就学していない者も児童養育加算を算定してよいか。

答　お見込みのとおりである。児童養育加算については、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（本通知第７の問60にいう「転出した児童や基準生活費を算定しない児童福祉施設に入所している児童」を除く。）すべてが加算の対象となるものであり、高等学校等への就学を要件とするものではないことに留意されたい。

ケ　介護保険料加算

㊟　別表第１第２章－７介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

㊟　第７－２－(2)

ケ　介護保険料加算

(ｱ) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。

(ｲ) 月の中途で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。

問（第７の67）　保護開始前の滞納分に係る保険料について介護保険料加算の対象とすることは認められるか。

答　認められない。

問（第７の72）　納期が年４回等少ない市町村におい

て、納付月の翌月以降に保護が廃止となった場合、既に支給した介護保険料加算をどう取り扱うべきか。

答　介護保険料加算は、納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する生活需要を保障するものであり、保護が廃止されたからといって、保護決定時の介護保険料加算の変更は要しない。

問（第７の73）　養護老人ホームに入所する無年金者等介護保険料を負担する収入がない者から生活保護の申請があった場合、要保護者として介護保険料分の扶助費を支給するのか。

答　養護老人ホーム入所者で費用徴収基準の第１階層に区分される者については、介護保険料加算の内容に相当する生活需要は措置を受けている限り、全て施設入所の処遇（措置費）のうちに含まれることとされている。

なお、養護老人ホーム入所者で医療扶助のみを受けている者についても、介護保険料加算を計上する必要はない。

問（第７の74）　被保護者が被保険者資格を喪失し、資格喪失の日の属する月の前月までの月割りをもって介護保険料が賦課されたため、当該年度における介護保険料の過払い分が還付された。この場合、還付金をどのように取り扱うべきか。

答　介護保険料加算は、各納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する需要について加算を行うものである。

介護保険料の還付金が生じたときの取扱いは、還付金が被保険者の納付した介護保険料と当該年度の介護保険料額（当該被保険者の被保険者資格を有する期間に応じて賦課される介護保険料の額）との差を還付するものであり、過去に遡って各納期の介護保険料額を変更するものではないことから、介護保険料加算についても過去に遡っての変更は必要なく、法第63条による返還の問題は生じない。したがって、支給された時点における収入として取り扱うこと。

問（第７の68）　他の市町村から転入してきた被保護者が、転入前の市町村から月割賦課による未納分（滞納したものを含まない。）の保険料を請求されている場合は、介護保険料加算を認定して差し支えないか。また、加算を行うのは転出前の保護の実施機関か、転出後の保護の実施機関か。

答　請求額のうち、転入前の生活保護受給期間に応じた額を限度として、加算を認定して差し支えない。この場合、転出後の保護の実施機関において加算すること。

なお、逆に転入前の市町村から過納分の還付金があった場合には、転出後の保護の実施機関において当該還付金を収入認定すること。

問（第７の75）　被保護者が死亡したことで、その年度の介護保険料に過払いが生じ、遺族に対して還付金が支給された場合、どう取り扱うべきか。

答　当該還付金については、遺族に対し支給されたものであり、当該遺族が保護を受給している場合には、当該世帯の収入として認定することとなるが、そうでない場合には、収入認定及び返還の問題は生じない。

問（第７の76）　介護保険料の納付月前に介護保険の第１号被保険者である被保護者が亡くなった場合、既に支払った保険料額が亡くなった月の前月までの月割りをもって賦課された保険料に満たなければ、介護保険の保険者から当該被保護者の配偶者又は当該世帯の世帯主に対し、亡くなった月の前月までの保険料を請求されることとなるが、これらの配偶者等に対し介護保険料加算を認定して差し支えないか。

答　お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

コ　母 子 加 算

㊐　別表第１第２章－８母子加算

(1) 加算額（月額）

		児童１人	児童が２人の場合に加える額	児童が３人以上１人を増すごとに加える額
在宅者	１級地	18,800円	4,800円	2,900円
	２級地	17,400	4,400	2,700
	３級地	16,100	4,100	2,500
施設若しくは				

介護施設の入所者	19,350	1,560	770

(2)　母子加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、(1)の表に掲げる額に次の表に掲げる額を加えるものとする。

ア　３人以上の世帯に属する児童（当該児童が１人の場合に限る。）

経過的加算額の表……（略）

イ　(3)の養育に当たる者が第１章の１の基準生活費を算定される世帯に属する児童（当該児童全てが第３章の１(2)に掲げる児童又は医療型障害児施設に入所する児童であり、かつ同一世帯に属する当該児童が２人以下である場合に限る。）

経過的加算額の表……（略）

(3) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者又は20歳未満で２の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りではない。

㊟　第７－２－(2)

コ　母子加算

(ｱ)　保護の基準別表第１第２章の８に規定する母子加算に係る経過的加算について、同一の者が保護の基準別表第１第２章の８の(2)のア及びイの要件をすべて満たす場合は、いずれか高い加算の額を計上すること。

(ｲ)　保護の基準別表第1第2章の8の(3)にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることができない場合をいうものであること。

ａ　父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合

ｂ　父母の一方又は両方が引き続き１年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合

ｃ　父母の一方又は両方がおおむね１年以上(船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇したときは、その危難が去った後おおむね３箇月以上）にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き１年以上遺棄していると認められる場合

ｄ　父母の一方が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律第10条第１項の規定による命令を受けた場合

(ｳ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに母子加算（母子加算に係る経過的加算を含む。以下同じ。） を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それら事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(ｴ) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(ｵ) 児童のみで構成されている世帯については原則として母子加算の適用は認められないが、扶養義務者又は知人等による養育が全くなされないため、その世帯における兄又は姉等が弟等の養育に当たらなければならない場合は、その兄又は姉等につき母子加算を受ける者に準ずるものとして母子加算の額（ただし、加算をける者については、児童として取り扱わないこと）を加算して差しつかえないこと。

(ｶ) 母子加算を受ける者が長期（おおむね１年以上）にわたって入院中の場合であっても、その者が精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができないとき、又は他に

養育に当たるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差しつかえないこと。

問（第７の３）　父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。

答　児童扶養手当法第４条第１項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第７の２の(2)のコの(ｲ)にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者、精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。

問（第７の４）　母子加算をうけている母等が入院し、入院期間が長期になる見込みの場合であって、残存世帯に養育にあたる者があるとき、母等に対する母子加算をやめ、現に養育している者に加算してよいか。

答　母子加算をうけていた者が長期（１年以上）入院することが明らかな場合であって、出身世帯員の中に児童の養育にあたる者があるときは、その者に母子加算を加算して差しつかえない。

問（第７の59）　転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象とはならないと解してよいか。

答　お見込みのとおりである。

ただし、障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所中の児童については、母子加算の対象として差し支えない（養育の実態がない場合を除く）。

サ　重　複　調　整　等

告　別表第１第２章－９重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち２の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が２人以上の場合に児童１人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

３　臨時的一般生活費

(1) 被　服　費

局　第７－２

(5) 被服費

ア　被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第７に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ｱ)から(ｳ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ｱ) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

a　保護開始時

b　長期入院・入所後退院・退所した場合

c　犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区　　別	金　　額
再生によることができる場合	１組につき13,600円以内
新規に購入を必要とする場合	１組につき19,900円以内

(ｲ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

１人当たり　　14,000円以内

問（第７の61）　局長通知第７の２の(5)のアの(ｲ)にいう「学童服について特別の需要があると実施機関

が認めた者」とはどのような場合をいうのか。

答　学齢期の児童については、活動が活発な一方、成長が著しいため、学童服等が自然消耗前に使用不能となることから、小学校第４学年に進級する児童に限り認められるものであること。

なお、学童服における被服費と買い換えに係る入学準備金は併給して差し支えないものであり、買い換えに係る入学準備金の支給に当たっては、被服費の支給額を考慮せずに必要な金額を支給して差し支えない。

(ｳ) 災害にあい、災害救助法第４条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金額	
	夏季（４月から９月まで）	冬季（10月から３月まで）
２人まで	20,000円以内	35,900円以内
４人まで	38,100円以内	60,800円以内
５人	49,000円以内	77,300円以内
６人以上１人を増すごとに加算する額	7,100円以内	10,600円以内

(ｴ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

52,400円以内

(ｵ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

4,400円以内

(ｶ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額　20,900円以内

問（第７の42）　常時失禁状態にある患者等が布おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合は、その費用を基準額の範囲内で支給してよいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第７の69）　短期入所者生活介護又は短期入所療養介護を利用している要介護（支援）者のおむつ代は、利用日数に応じて減額した額を認定すべきか。

答　短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用が月の２分の１を超える場合には、当該月のおむつ代は基準額に利用日数の割合に応じた額を減じて算定することとし、それ以外は基準額の範囲内で実費を計上して差し支えない。

イ　布団類支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第１に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

(2) 家具什器費

㊟　第７－２

(6) 家具什器費

ア　炊事用具、食器等の家具什器

被保護世帯が次の（ｱ）から（ｵ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,500円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

(ｱ)　保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(ｲ)　単身の被保護世帯であり、当該単身者が

長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(ｳ) 災害にあい、災害救助法第４条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

(ｴ) 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

(ｵ) 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ　暖房器具

被保護世帯がアの（ｱ）から（ｵ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、21,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が21,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、53,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ　冷房器具

被保護世帯がアの（ｱ）から（ｵ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、53,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

エ　支給方法

アからウまでの場合においては、収入充当順位にかかわりなく、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないと認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

なお、これらの家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、アからウまでとは別に特別基準の設定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えないこと。

問（第7の98）　局長通知第７の２の(5)のアの(ｱ)ｃ及び同通知第７の２の(6)のアの(ｵ)にいう「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯かに属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合」に布団類又は家具什器費を支給する際、緊急やむを得ない場合は、転居時点で実施責任を負っている実施機関が支給してよいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差し支えない。ただし、特別基準の認定や支給後の状況確認に関して、転居前後の保護の実施機関間において、暖房器具及び冷房器具の購入を含む特別基準の認定について整

合のとれた対応となるよう十分な協議連絡を行うこと。また、支給後の状況確認を転居先の保護の実施機関において行うことを取り決める等、連携を図ること。

問（第7の99）　局長通知第７の2の(6)のイの「暖房器具」の支給に当たり、暖房機能に加えて、冷房機能を有する器具の購入を認めてよいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

この場合の特別基準の額については、局長通知第７の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当する場合は局長通知第７の2の(6)のウに定める額の範囲内とし、「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当しない場合は局長通知第７の2の(6)のイに定める低い額の範囲内とすること。

また、局長通知第７の2の(6)のウの「冷房器具」の支給に当たっても、冷房機能に加えて、暖房機能を有する器具の購入を認めて差し支えない。

なお、冷房器具と暖房器具のいずれも所持していない「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯については、両方の機能を有するものを購入するよう勧奨されたい。

問（第7の100）　局長通知第7の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」とは、どのような者が該当するのか。

答　体温の調節機能への配慮が必要となる者として、高齢者、障害（児）者、小児及び難病患者並びに被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当する。

問（第7の101）　局長通知第７の2の(6)のウに「熱中症予防が必要となる時期」とあるが、必要となる時期はどのように判断すればよいか。

答　保護の実施機関において、被保護者が居住する地域の気温の状況、被保護者の健康状態や、都道府県衛生主管部局等における熱中症予防 に関する注意喚起の状況等を総合的に勘案の上、判断されたい。

(3) 移　送　費

㊐　別表第１第３章－３移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

㊗　第７－２

(7)　移送費

ア　移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ｹ)又は(ｻ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ｱ)若しくは(ｲ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ｳ)、(ｵ)、(ｺ)若しくは(ｼ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(ｴ)に該当する場合の被扶養者にあっては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(ｱ) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(ｲ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ｳ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(ｴ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

(ｵ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

(ｶ) (ｵ)に掲げる施設等に入所している被保護者

が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(ｷ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

(ｸ) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

(ｹ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、３親等以内の血族若しくは２親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

(ｺ) 被保護者が、配偶者、３親等以内の血族若しくは２親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

(ｻ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(ｼ) 被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合

(ｽ) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(ｾ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合又は当該事業や団体の実施する２泊３日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

(ｿ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

イ　生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等に対し移送費を支給する場合には、面接、調査、照会等により知った事情を、できるだけ詳細に、保護台帳、ケース記録等に記入し、警察官の証明書等を参考書類として添付する等、保護の経緯を明らかにしておくように留意し、その保護台帳の写を目的地の保護の実施機関にすみやかに送付すること。

(4) 入　学　準　備　金

㊢　第７－２

(8) 入学準備金

ア　小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程(保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。)若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校等入学時	64,300円以内
中学校等入学時	81,000円以内

イ　児童又は生徒が次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服、ランドセル及び通学用かばん（以下このイにおいて「制服等」という。）の買い換えが必要である

と保護の実施機関が認めた場合は、上記アに規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(ｱ) 制服等が成長に伴って使用に耐えない状態にあると認められる場合

(ｲ) 制服等が通常の使用による損耗により使用に耐えない状態にあると認められる場合

(ｳ) 制服等が災害等により消失又は使用に耐えない状態にあると認められる場合

問（第７の43） 児童が、児童発達支援センターに入所するときは、当該児童を小学校に入学する児童とみなして入学準備金を認定して差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第７の90） 児童が転校する場合、新たに転入する学校において、校則等により制服や鞄等が定められているため、当該学校の児童の全員が制服や鞄等を着用しており、従前の被服では規格等が異なるため、新たに制服や鞄等を購入する必要があると認められる児童に限り、入学準備金を支給して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

ただし、小中学校入学時と異なり、転校による特別な事情に対応するものであるため、一律に給付するのではなく、購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

(5)就労活動促進費

㊟ 第７－２

(9) 就労活動促進費

ア 次の(ｱ)及び(ｲ)のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

(ｱ) 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

問（第７の92） 局長通知第７の２の(5)のアの(ｱ)にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」とはどのような者をいうか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）の２に定める対象者のうち、現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。

(ｲ) 次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）に基づき、以下のｂからｄに定める求職活動を行っていること。

なお、ｂからｄに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がｂからｄの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

b 原則、月１回以上求職先の面接を受けている又は月３回以上求職先に応募していること（地域の求人状況等のやむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

c 原則、月１回以上保護の実施機関の面接を受けること（保護の実施機関との面接予定日に求職先の面接を受けることとなった場合など、求職活動上やむを得ない理由で保護の実施機関の面接を受けることができない場合はこの限りでない。）。

d 確認書に基づく求職活動として、(a)から(c)までを組み合わせて原則週１回以上の活動を月６回以上行っていること（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

(a) 公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、１日

に複数回行った場合でも１回として算定すること。

・　公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（紹介状が発行されているにもかかわらず、正当な理由なく書類提出や面接を行わなかった場合は、求職活動は行わなかったものとして取り扱う。）

・　求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。（同内容のセミナーは１回に限り対象とする。）

(b)　「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加（本支援の中で（a）の活動を行った場合には当該活動は重複算定しない。）

(c)　「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日雇児発0332930号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

イ　就労活動促進費は、月額5,000円とする。

ウ　支給対象期間は、原則６か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、３か月以内の支給対象期間を２回まで（最長１年まで）延長できるものとする。

問（第７の93）局長通知第７の２の(5)のウにいう支給期間はどのように定めるのか。

答　「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）において定めた原則６か月以内の活動期間とする。なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間（最長３か月間）まで支給期間として差し支えない。

さらに、その延長期間経過時点で、３か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められ、確認書に定める活動期間を延長（最長３か月間）された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。(最長１年間)

エ　支給は、本人の申請に基づき、局第７の２の(5)のアに定める要件を確認の上、行うこと。

オ　支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの(ｲ)のｃにおける原則月１回以上の面接においても活動状況を確認すること。

カ　支給にあたっては、支給前１か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。

キ　就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。

問（第７の94）局長通知第７の２の(5)のオにいう求職活動実績の報告が、正当な理由なく行われない場合には、支給しないこととして取り扱ってよろしいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第７の95）月の途中から求職活動を開始した場合、その月の活動が支給要件を満たす内容かどうかの確認はどのようにするのか。

答　求職活動を月の途中から開始した場合には、活動開始から局長通知第７の２の（5）のオでいう求

職活動の報告までの間の活動実績を確認し、この活動を１か月間継続するとすれば、支給要件を満たすことが見込まれる場合には、支給要件を満たしているものとみなして差し支えない。

問（第７の96）　支給要件を超える日数（回数）があらかじめ計画されているセミナー等のプログラムに参加する場合に、局長通知第７の２の（5）のアの（ｲ）のｄの支給要件を満たす回数を出席した後、特段の理由なくプログラムの残りの回数を欠席するなど参加状況が適切でないと考えられる場合には、支給しないこととして差し支えないか。

答　日数（回数）があらかじめ計画されているセミナー等は、その全ての日数（回数）に参加することで効果が期待できるものとして設定されていることから、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第７の97）傷病等のやむを得ない理由により、求職活動の継続が困難となった場合には、就労活動促進費の支給についてどのように取り扱うのか。

答　傷病等のやむを得ない理由により求職活動を継続することが困難であると保護の実施機関が判断した場合には、その翌月から支給対象外とする。なお、支給要件を満たす活動を再開できるようになった場合には、再開後の求職活動の実績を確認した上で、確認書において定めた活動期間のうち、既に支給された期間を除く残りの期間について支給することとして差し支えない。

ク　過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から５年が経過している場合にはこの限りでない。

(6) そ　の　他

㊟　第７－２

(10)　その他

ア　配電設備費

(ｱ) 被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、保護の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第３の１の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(ｲ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるよう指導すること。

イ　水道、井戸又は下水道設備費

(ｱ) 被保護者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆んどの世帯が水道若しくは井戸を設けているとき又は被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水（屎尿を除く。）処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、保護の基準別表第３の１補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定してさしつかえない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第３の１の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

また、水道又は井戸の設備に係る特別基準の設定に当っては水道又は井戸の設備費のそれぞれを比較して廉価なものを設備すること。

(ｲ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ｳ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては極力これを受けるように指導すること。

問（第７の20）　官有地等における無許可建築物に居住する被保護者に対し、配電設備費又は水道設備費の支給が認められるか。

答　配電設備費等の支給は、要保護者の居住する家屋が適法な所有又は占有関係にあることを前提として決定されるべきものであり、不法に占拠された土地に建築された家屋について配電設備費等を支給することは適当でない。

ただし、当該土地の所有者又は権限ある管理者が当該配電設備等を行なうことを了承している場合は、例外として支給して差しつかえない。

ウ　液化石油ガス設備費

(ｱ) 被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第３の１の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(ｲ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ｳ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるように指導すること。

エ　家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後１年間を限度として月額14,000円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後１年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第７の４の(1)のエの(ｱ)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ　家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院若しくは入所し、又は有料老人ホーム若しくはサービス付き高齢者向け住宅に入居し、入院若しくは入所又は入居見込期間（入院若しくは入所又は入居後に被保護者となったときは、被保護者になった時から）が６か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえない。

カ　妊婦定期検診料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降）市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

キ　不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。）、

抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用については、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

ク　除雪費

豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項に規定する豪雪地帯をいう。４の(2)のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（４の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに31,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

４　教育費

㊟　別表第２　教育扶助基準

区分＼学校別	次に掲げる学校 一　小学校 二　義務教育学校の前期課程 三　特別支援学校の小学部	次に掲げる学校 一　中学校 二　義務教育学校の後期課程 三　中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。） 四　特別支援学校の中学部
基準額(月額)	2,600円	5,100円
教　材　代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費（年間上限額）	16,000円以内	59,800円以内

㊝　第７

３　教育費

(1) 基準額の算定

教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びＰＴＡ会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第２に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校等　　月額　　1,080円以内

中学校等　　月額　　1,000円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること。

(4) 通学のための交通費

児童又は生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(5) 校外活動参加費

小学校等、中学校等又は教育委員会が行う校外活動（修学旅行を除く。）に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合は、その参加のために必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校等　　11,600円以内

中学校等　　22,700円以内

(7) 学習支援費

ア　小学校等又は中学校等に通学する児童又は生徒が課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合は、１学年ごとに保護の基準別表第２に規定する学習支援費（年間上限額）の項にそれぞれ規定する額（イにおいて「年間上限額」という。）の範囲内において、必要の都度、必要な額を認定すること。

イ　アの課外のクラブ活動に要する費用について、合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となることにより、年間上限額によりがたい場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、１学年ごとに、年間上限額に換えて、年間上限額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

問（第７の23）　教育扶助の基準額は月額で表示されているが、被保護者が学用品や通学用品等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数か月分の教育扶助費を一括交付することとしてよいか。

答　教育費の需要の実態にかんがみ、教育扶助費の支給額のある児童生徒の場合に限り、月額で表示された教育扶助の基準額に当該学期の月数（学期の中途で保護を開始された児童の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品費等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問（第７の24）　特別支援学校への就学奨励に関する法律により学用品費及び通学用品費が給付されている児童生徒について教育扶助の基準額及び学習支援費を認定する場合はどうするか。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合、教育扶助はどう認定するのか。

答　教育扶助の基準額及び交通費については、当該法律により給付される学用品費及び通学用品費の額と教育扶助の基準額との差額を計上し、学習支援費については、同法による給付がある場合においても、その全額を認定することとされたい。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合の教育扶助の認定についても同様に取り扱うこととされたい。

なお、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の適用により支給される学用品費及び通学用品費がある場合も同様に取り扱われたい。

問（第７の12）　学童が通学に際し、交通機関がなく、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。また、自転車による通学に伴って、ヘルメットを必要とする場合は、ヘルメット購入費を認めてよいか。

答　その地域の殆んどすべての学童が自転車を利用している場合には、自転車の購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。また、学校の指導により、自転車を利用して通学している学童の全員がヘルメットをかぶっている実態にあると認められる場合には、ヘルメットの購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。

なお、通学のため交通費を要する場合には、年間を通じて最も経済的な通学方法をとらせることが適当であるので、他に交通機関がある場合には、それとの比較において考慮すること。

問（第７の13）　給食費を学校長に直接交付する場合であって前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取り扱いはいかにしたらよいか。

答　前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね２回程度、適宜な時期に、精算を行なうようにされたい。

なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行なわれたい。

問（第７の45）　特別支援学校の小学部若しくは中学部に通学する児童若しくは生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は小学校若しくは中学校に通学する児童若しくは生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費

の額を局長通知第５の３の(4)により認定することとしてよろしいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、特別支援学校に通学する児童又は生徒のうち、その一部については、特別支援学校への就学奨励に関する法律により付添に要する交通費が支給されるので留意すること。

問（第７の102）　局長通知第７の３の(7)及び第７の８の(2)のイの(ｹ)にいう「課外のクラブ活動」は、学校で実施するクラブ活動に限定されるのか。

答　学校で実施するクラブ活動に限定するものではなく、地域住民や児童若しくは生徒の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であって、当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動も含むものとして差し支えない。

なお、営利を目的として運営されている活動は対象とならない。

５　住宅費

(1) 家賃・間代・地代等

㊟　別表第３　住宅扶助基準

１　基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
１級地及び２級地	13,000円以内	121,000円以内
３級地	8,000円以内	

２　家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第１項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第１項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

㊟　第７

４　住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

ア　保護の基準別表第３の１の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ　月の中途で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、１か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ　被保護者が真に必要やむを得ない事情により月の中途で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ１箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定してさしつかえないこと。

エ　入院患者がある場合等の住宅費の取扱い

(ｱ) 単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所（入院入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下この項において同じ。）後６か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後６か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。

なお、入院入所後における病状の変化等により６か月を超えて入院入所することが明らかとなった場合であっても、その時から３か月以内に確実に退院退所できる見込みがあると認められる場合には、更に３か月を限度として引き続き当該住宅費を認定して差し支えないこと。

(ｲ) (ｱ)以外の場合であって、保護受給中の単身者が月の中途で病院等に入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合において、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、１箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差しつかえないこと。

なお、地域の住宅事情等により、退院又は退

所する月において住居を確保することが困難であるため、当該月の前月分の家賃、間代を必要とするときは、退院又は退所した日以前１箇月を限度として１箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上して差しつかえないこと。

オ　保護の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が１人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（カ、キ及びクにおいて「特別基準額」という。）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8

カ　被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に３を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ　保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める特別基準額に３を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと（住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。）。

ク　被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第７の64）　局長通知第７の４の(1)のエの(ｱ)により住宅費が認定される場合の施設にはどのようなものがあるか。

答　次のような施設に入所した場合が考えられる。

(1) 職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設

(2) 社会福祉法第２条に規定する社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの

問（第７の56）　局長通知第７の４の(1)のオにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。

答　世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。

問（第７の55）　住宅扶助の家賃、間代、地代等の額は月額で表示されているが、被保護者が数か月分の地代を一括して支払う必要があるときは数か月分の住宅扶助費を一括交付することとしてよいか。

答　地代については、その支払いの実態にかんがみ住宅扶助費の家賃、間代、地代等の額を１２か月の範囲内において必要な月分を地代支払いの時期に支給して差しつかえない。

ただし、新たに、保護を開始した者については、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を認定すること。

問（第７の34）　家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合の住宅費はどのように認定す

ればよいか。

答　電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定すること。

問（第７の52）　保護の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（世帯人員別の限度額）の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少があった場合にはその翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるものと解してよいか。

また、①局第１の５に基づき世帯分離したときは、世帯分離している間に限り、②世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で１年以内に退院が見込まれるときは、１年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。

答　いずれもお見込みのとおりである。

なお、①の適用に当たっては、第１の８のとおり、就学の状況や世帯分離の効果等を継続的に把握し、毎年１回は世帯分離要件を満たしているかどうかについて検討を行うこと。

また、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後６ヶ月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差し支えない。

問（第７の30）　局長通知第７の４の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答　「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

１　入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合

２　実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合

３　土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合

４　退職等により社宅等から転居する場合

５　法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）

６　宿所提供施設、無料低額宿泊所（社会福祉法第２条第３項第８号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。以下同じ。）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合

７　現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合

８　火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合

９　老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合

10　居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合

11　病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合

12　住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合

13　家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合

14　離婚（事実婚の解消を含む。）により新たに住居を必要とする場合

15　高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合

または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合

16　被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。）に入居する場合であって、やむを得ない場合

17　犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合

問（第７の31）　転居等により、保護継続中の者に対し、敷金が返還される場合、この返還金をどう取り扱うべきか。

答　当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。ただし、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。

なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものである。

問（第７の35）　敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。

答　必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差しつかえない。

問（第７の77）　局長通知第７の４の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答　「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。

１　居宅生活ができると認められること。

２　公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。

３　他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等が

まかなわれないこと。

４　保護の開始の決定後、同一の住居に概ね６か月を超えて居住することが見込まれること。

問（第７の78）　局長通知第７の４の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断方法を示されたい。

答　居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。

問（第７の88）　契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。

答　必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。

(2) 住　宅　維　持　費

㊟　第７－４

(2) 住宅維持費

ア　保護の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。

なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ　家屋の修理又は補修その他維持に要する費用（エにより認定された額を除く。）が保護の基準別表第３の１によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

ウ　災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわりなく被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこと。

エ　豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等をしなければ家屋が損壊するおそれがある場合には、当

該雪囲い雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき保護の基準別表第３の１に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第７の14）　風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。

答　近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。

なお、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の敷設に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。

問（第７の38）　現に居住する家屋に便所がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第７の８）　下水道法第11条の３により水洗便所への改造義務を負う被保護者が、市町村又は扶養義務者等の助成又は援助により便所を改造する場合であって、当該改造にあたり家屋の一部を補修しなければならない真にやむを得ない事情があるときは、当該家屋の補修に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答　市町村又は扶養義務者等から家屋の補修に要する費用の助成又は援助が期待できない場合は、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第７の48）　白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば、明らかに当該家屋が損壊すると認められるときは、白ありの駆除のために要する必要最小限度の費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第７の62）　現に居住する家屋に網戸がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答　設置の必要が認められるときは、最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差し支えない。

６　医療費

告　別表第４　医療扶助基準

1	指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2	薬剤又は治療材料に係る費用(1の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
3	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4	移送費	移送に必要な最小限度の額

局　第７

５　医療費

指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通達等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上すること。

７　介護費

告　別表第５　介護扶助基準

1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の２第４項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

局　第７

６　介護費

指定介護機関において介護サービスを受ける場合の介護費は、介護関係法令通知等に示すところにより、介護サービスを受けるために必要な最小限度の実費の額を計上すること。

8　出産費

㊐　別表第６　出産扶助基準

１　基準額

区　　分	基　準　額
施設分べんの場合の額	295,000円以内
居宅分べんの場合の額	259,000円以内

２　病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院（８日以内の実入院日数）に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

３　衛生材料費を必要とする場合は、6,000円の範囲内の額を基準額に加算する。

㊗　第７

７　出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第６により難いこととなったときは、保護の基準別表第６の１について、305,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第６の１について、基準額（(1)の要件を満たす場合は、305,000円）の２倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) 病院、診療所、助産所その他の者であって、健康保険法施行令第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保護の実施機関が認めるときは、保護の基準別表第６の１又は本通知第７の７の(1)に定める額に加え、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、同条第１号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定して差し支えないこと。

問（第７の46）　保護の基準別表第６の２にいう入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度を示されたい。

答　医療扶助において認められる入院に係る費用（入院基本料等）について８日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすること。

問（第７の47）　局長通知第７の７の(1)にいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。

答　次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

１　出産予定日の急変等により、予定していた施設において出産するいとまがない場合又は予定していた施設が満床等で利用できない場合

２　予約していた医師又は助産師の都合により、その介助が受けられない場合

３　傷病により入院している間に出産した場合

問（第７の51）　出産扶助の入院料については、医療扶助において認められる費目、単価により算定した額を限度とすることになっているが、局長通知第７の７の(1)の特別基準を適用すべき場合、当該施設における出産に係る看護等の実態、当該地域における出産に係る入院費用の実態からみて真にやむを得ないと認められるときは、同程度の看護体制にある医療機関に入院した場合に医療扶助において認められる入院料の範囲内において必要な額を認定することは認められないか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第７の103）　新生児聴覚検査料は、出産扶助の支給対象として取り扱ってよいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

9　生業費、技能修得費及び就職支度費

㊐　別表第７　生業扶助基準

１　基準額

区　　分			基　準　額
生業費			47,000円以内
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）		82,000円以内
	高等学校	基本額（月額）	5,300円

	等就学費	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。）	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
		入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		入学考査料	30,000円以内
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
		学習支援費（年間上限額）	84,600円以内
就職支度費			32,000円以内

2　技能修得費（高等学校等就学費を除く。以下同じ。）は、技能修得（高等学校等への就学を除く。以下同じ。）の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき技能修得費の範囲内の額を2年を限度として算定する。

3　技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

㊟　第７

８　生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) 生業費

ア　専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとすること。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第７の１によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、78,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ　同一世帯に属する２人以上の者から同時に別個の生業計画により２件以上の申請があった場合には、世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

ウ　世帯を異にする２人以上の者から共同の出資事業につき申請がそれぞれ別個になされた場合には、生業計画について企業責任の所在、経営利潤の配分、資材及び労力の提供、製品の販路等を詳細に検討したうえ、個々の世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

エ　支給品目の品質及び価格は、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(2) 技能修得費

ア　技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(ｱ) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基

準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとすること。

(ｲ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第２条第１項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が２年をこえる場合であっても、その期間１年につき保護の基準別表第７の１に規定する額の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ｳ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第７の１によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、137,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(ｴ) 前記(ｱ)に定めるところにかかわらず、（平成17年３月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、１年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額219,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(ｵ) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当等を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわりなく技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

なお、ｂに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

ａ　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等に基づき支給される技能習得手当又は求職者支援制度に基づき支給される通所手当

ｂ　職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練をうける者が地方公共団体又はその長から支給されるａに準ずる技能習得手当

(ｶ) 被保護者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の更生訓練費給付事業により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわりなく技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でないと認められるときは、前記の取扱いによらず、一般基準額又は(ｲ)若しくは(ｳ)による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

(ｷ) (ｳ)による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、

380,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとすること。

a　生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

b　自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）

c　雇用保険法第60条の２に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座（原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

問（第７の70）　局長通知第７の８の(2)のアの(ｷ)のｃにいう公的資格とは具体的にどのようなものか。また、受講修了によって公的資格が得られる講座以外では、どのようなものが対象となり得るか。

答　公的資格とは、国家資格又は地方公共団体によって認定されている資格をいうものである。

また、受講修了によって公的資格の受験資格を得られるもの、又はいわゆる民間資格であって、当該講座が目標とする職種の雇用環境及び当該講座修了により得られる技能の優位性並びに申請者の職歴、当該職種への適合性及び就職意欲等について、総合的に判断し、目標とする職業への就職の可能性が高いと見込まれるものについては適用して差しつかえない。

問（第７の40）　生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第7の2又は局長通知第7の8の(2)のアの（ｲ）により技能修得の期間の延長が認められている期間、必要があればその年額について局長通知 第7の8の(2)のアの(ｳ)に規定する技能修得費の特別基準額が適用され1年ごとに認定して差しつかえないものと解してよいか。

答　お見込みのとおりである。

問（第７の80）　局長通知第７の８の(2)のアの(ｴ)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となりうるか。また認定にあたって留意する点は何か。

答　技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要な経費についても支給の対象として差しつかえない。

費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないので留意されたい。

イ　高等学校等就学費

(ｱ) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

なお、保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。

(ｲ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(ｳ) 学校教育活動のために全ての生徒について学

級費、生徒会費及びＰＴＡ会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第７に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額2,330円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(ｴ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること。

(ｵ) 高等専門学校に就学している場合であって、第４学年及び第５学年に該当する場合は、授業料として、年額396,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。なお、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第８条第１項による授業料等減免を受けた場合は、同法による授業料減免を受けなかった場合において必要な額として認定される額から、実際に授業料減免を受けた額を差し引いた額を必要な額として認定されたい。

(ｶ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、87,900円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

また、生徒が次のaからcまでのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん（以下この(ｶ)において「制服等」という。）の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

a　制服等が成長に伴って使用に耐えない状態にあると認められる場合

b　制服等が通常の使用による損耗により使用に耐えない状態にあると認められる場合

c　制服等が災害等により消失又は使用に耐えない状態にあると認められる場合

(ｷ) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(ｸ) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,500円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。

(ｹ) 高等学校等に通学する生徒が課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合は、１学年ごとに保護の基準別表第７に規定する学習支援費（年間上限額）の項に規定する額（以下この(ｹ)において「年間上限額」という。）の範囲内において、必要の都度、必要な額を認定すること。

また、上記の課外のクラブ活動に要する費用について、合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となることにより、年間上限額によりがたい場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、１学年ごとに、年間上限額に換えて、年間上限額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

問（第７の81）　高等学校等就学費の基本額は月額で表示されているが、被保護者が学用品や通学用品等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の高等学校等就学費を一括交付することとしてよいか。

答　就学費用の需要の実態にかんがみ、高等学校等就学費の支給額のある生徒の場合に限り、月額で表示された高等学校等就学費の基本額に当該学期の月数（学期の中途で保護を開始された生徒の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問（第７の82）　通学のため通学定期券を購入する必要がある場合、通学定期券は原則として６か月単位で購入させることとしてよいか。また、生徒が通学に際し、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。

答　通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導されたい。

なお、給付の際については、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認されたい。

また、自転車の購入費についても、必要最小限度の額を、高等学校等就学費の交通費の実費として認めて差しつかえない。

問（第７の83）　特別支援学校の高等部に通学する生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は高等学校等に通学する生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第７の８の(2)のイの(ｶ)により認定することとしてよろしいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第７の84）　高等学校等就学費のうち授業料を受給している場合であって、地方自治体や私立学校等により高等学校等の授業料の減免措置が講じられている場合、高等学校等就学費による授業料の計上はどのように行ったらよいか。

答　自治体等による授業料の減免については、金銭として直接被保護者が受け取るものではないが、本来課される授業料について、他から間接的にその費用が賄われるものであることから、恵与金の一形態として見なすことができる。

恵与金等が高等学校等の就学費にあてられる場合については、被保護世帯の自立更生にあてられるものとして収入として認定しないこととするとともに、高等学校等就学費で賄いきれない費用に優先的に充当することを認める取扱いとしており、自治体等による授業料の減免についても、同様に取り扱うことが適当である。

したがって、減免措置が講じられている場合の高等学校等就学費の計上については、授業料の支払いが免除される場合には、当該免除措置により授業料の需要が満たされることから、保護費により授業料を給付する必要はなくなり、授業料の一部が減額される場合には、当該減額分は保護の基準額では賄いきれない授業料に優先的に充当するものとし、減額後、実際に被保護世帯が支払う授業料について、保護の基準額を上限として給付して差しつかえない。

(3) 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。

また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。

問（第７の18）　新規中卒者等で就職の確定した者が就職地に赴くために要する交通費又は荷物の荷造費及び運賃について、生活扶助の移送費を適用してよいか。

答　就職することにより、生計の本拠を構える場合にかぎり、局長通知第７の２の(7)のアの(ｻ)として生活扶助の移送費を計上してさしつかえない。

問（第７の18の2）　就職の確定した者が初任給が支給されるまでに通勤費を必要とした場合、就職支度費として交通費実費分を支給して差し支えないか。

答　当座の資金がない場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、通勤のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通勤定期券等を購入するよう指導し、支給後は通勤定期券等の写しを提出するなど購入実績及び通勤実態を確認されたい。

また、初任給支給後は、すでに支給した交通費分は必要経費として控除はせず、収入認定すること。

問（第７の22）　同一人に生業費と就職支度費を計上してよいか。

答　同一人の就職について生業費と就職支度費とを重複して計上することは認められない。

なお、大工、植木職等通常その職業に必要な道具類を自弁することとなっている職業につく者については、当該道具類の購入に要する経費と就職支度に要する経費とを生業費の基準額の範囲内で計上して差しつかえない。この場合、就職の支度に要する経費は就職支度費の基準額の範囲内で計上すること。

10　葬　祭　費

㊐　別表第８　葬祭扶助基準

１　基準額

級　地　別	基　準　額	
	大　　人	小　　人
１級地及び２級地	209,000円以内	167,200円以内
３　　級　　地	182,900円以内	146,300円以内

２　葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級　地　別	大　　人	小　　人
１級地及び２級地	600円	500円
３　　級　　地	480円	400円

３　葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、23,060円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級　地　別	金　　額
１級地及び２級地	15,580円
３　　級　　地	13,630円

㊑　第７

９　葬祭費

(1) 小人の葬祭に要する費用が保護の基準別表第８の１の小人の基準額をこえる場合であって、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、保護の基準別表第８の１の基準額について大人の基準を特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえない。

(2) 法第18条第２項第１号に該当する死者に対し葬祭を行なう場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算及び(1)により特別基準の設定があった場合を含む。）に1,000円を加算した額を特別基準の設定があったものとして、計上して、差しつかえないこと。

(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が5,350円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。）に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。

(4) 火葬又は埋葬を行なうまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準の設定があったものとして計上して差しつかえないこと。

(5) 妊娠４箇月以上で死産した場合には、葬祭費を認定して差しつかえないこと。

(6) 身元が判明しない自殺者等に対して市町村長が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助の適用は、認められないこと。

問（第７の15）　葬祭費の大人、小人の別は、何を基準とするか。

答　火葬料等について市町村条例に区別の定めのある場合は当該条例により、条例のない場合はその地域の慣行による。

問（第７の16）　民生委員が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助を適用してよいか。

答　死亡者の近隣の民生委員が個人的に行なった場合には、適用して差しつかえない。ただし、自殺者等があった場合において、その地の民生委員が市町村長等の依頼により行なったときは、市町村等が葬祭を行なったものとして、葬祭扶助の適用は認められない。

問（第７の17）　自殺者等について市町村長が埋葬を行なった場合において、埋葬の時より後に葬祭扶助の申請があったときは、これを適用してよいか。

答　当該埋葬後に必要とされる範囲内で、葬祭扶助の適用を行なうことは差しつかえない。

問（第７の21）　葬祭地において、火葬に要する費用の額を定めた条例のない場合の取扱いはどうするか。

答　葬祭地に隣接する市町村の条例に定めるところによられたい。

問（第７の49）　健康保険法等医療保険制度により葬祭扶助基準を若干上回る埋葬料、葬祭費又は葬祭料が支給される場合であって、当該被保険者の職場における交際等から判断して真にやむを得ないと認められるときは、当該埋葬料等のうち実際に葬祭に当てられた額を収入認定の対象としないこととし、かつ、葬祭に係る需要はこれによって消滅したものとして取り扱って差しつかえないか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第13の１）　施行規則第22条第２項の規定による相続財産管理人の選任の請求は、保護の実施機関が民法第952条第１項にいう利害関係人として行なうものと解してよいか。

答　お見込みのとおりである。

問（第13の２）　葬祭を行なう扶養義務者がないため葬祭扶助を行なった場合において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。

答　郵便貯金通帳は、法第76条第１項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物件であることにかんがみ、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行店舗に対して具体的な払戻し等の方法につき確認を行った上で、払いもどしを受けるのが適当である。（別紙１…略）

11　特別基準の設定による費用

㊟　第２

要保護者に特別の事由があつて、前項の基準〔各扶助の基準〕によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

10　特別基準の設定による費用

(1) 特別基準の設定があったときは、その額のとおり計上すること。

(2) 特別基準の設定があったものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手続等については、(3)によること。

ア　特別基準設定による費用の認定と援助方針

実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。

イ　特別需要額の認定

需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。

ウ　他法他施策の活用

生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であって当該特別需要をみたすべきものについては、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。

エ　扶養義務者その他からの援助

特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時の援助の有無について、あらためて調査すること。

オ　迅速な事務処理

特別基準による費用の設定が事務処理にならな

いよう厳に留意すること。

(3) 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等の認定にあたっては、次に掲げる資料を審査して認定すること。

ア　保護台帳

イ　保護決定調書

ウ　その他生活の現況、今後の自立更生等援助方針、特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他からの援助の可能性等を判断するために必要な資料

エ　計画書、見積書等

(ｱ) 障害者加算障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面、介護計画書（標準的な週における介護内容が確認できる書面）、領収書（更新時）

(ｲ) 配電、水道、井戸または下水道設備費設備計画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代替措置の検討

(ｳ) 敷金等転居指導等のケース記録の写、敷金等の契約内容が確認できる書面

(ｴ) 住宅維持費補修計画書、図面、写真、経費見積書

(ｵ) 生業費、技能修得費生業（技能修得）計画書、経費見積書

(ｶ) 扶助費の重複支給理由申立書、関係官署の証明書

(ｷ) 治療材料医師の診断書、医師の意見書、経費見積書

(4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供すること。

第８　収入の認定

１　収入に関する申告及び調査

㊐　第８

収入の認定は、次により行うこと。

１　収入に関する申告及び調査

(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行なわせること。

ア　実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行なおうとするとき。

イ　当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。

(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行なわせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

(4) 収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行なう等収入源について直接に把握すること。

問（第８の55）　収入認定の取り扱いに当たっては、次官通知第８の１において、要保護者に申告を行わせることとなっているが、申告の時期等について具体的に示されたい。

答　収入に関する申告は、法第61条により被保護者の届出義務とされていることから、次官通知第８の１の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させる必要がある。

また、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。

なお、被保護者が常用雇用されている等各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、３箇月ごとで差しつかえないこと。

さらに、前記のほか、保護の決定実施に必要があ

る場合は、その都度申告を行わせること。

2　収入額の認定の原則

㊐　第８

２　収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前３箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

3　認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア　勤労（被用）収入

㊐　第８

３　認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア　勤労（被用）収入

(ｱ) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。

(ｲ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。

㊞　第８

１　収入の取扱い

(1) 勤労（被用）収入

ア　常用収入

(ｱ) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前３箇月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと。

(ｲ) 給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常の収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接事業主について具体的内容を調査確認すること。

(ｳ) 社会保険の被保険者については、10月又は11月に社会保険官署、健康保険組合等につき標準報酬との照会を行なうこと。

(ｴ) 昇給及び賞与の時期については、給与先につきあらかじめ調査を行ない記録しておくこと。

(ｵ) 就職月、昇給月及び賞与の支給月には、本人から申告させるとともに、給与証明書を徴すること。

(ｶ) 賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、支給月から引続く６箇月以内の期間にわたって分割して認定するものとすること。

イ　日雇収入

(ｱ) 日雇で就労する者の収入については、本人から申告させるほか、前３箇月分の就労日数に関して公共職業安定所の証明書を徴すること。この場合において、公共職業安定所から証明を徴することが困難な場合には、直接同所におもむいて聞取調査を行うこと。

(ｲ) 本人から申告された就労日数が当該地域の平均就労日数以上である場合は、申告された日数により収入総額を認定すること。

(ｳ) 申告された就労日数が当該地域の平均就労日数未満である場合は、就労できない理由を確かめ、正当な理由がないときは、就労日数を平均就労日数まで増加するように文書で指示したうえ、その実際の就労日数による収入総額を認定すること。

(ｴ) 本人の申告する賃金に不審のある場合は、直接事業主から証明書を徴するか又は事業主につき聞取調査を行ない、確認すること。

(ｵ) 夏季手当及び年末手当については(1)のアの(ｵ)及び(ｶ)によること。

ウ　臨時又は不特定就労収入

(ｱ) 臨時又は不特定な就労による収入については、その地域　における同様の就労状況にある者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等を調査したうえ、収入総額を認定すること。

(ｲ) 申告された就労日数又は賃金に不審のある場合は、雇主の全部又は一部について具体的内容を聞取調査し、確認すること。

エ　必要経費として控除すべき労働組合費の範囲

次官通知第８の３の(1)のアにいう「労働組合費」は、当該労働組合の組合員の全員が、各月において徴収される組合費の実費をいうものであり、臨時に徴収されるものを含まないものであること。

問（第８の１）　勤労収入の経費として職場の親睦会費は認められないか。

答　勤労控除の基礎控除額には、職場の慶弔等交際費が含まれているから、重ねて親睦会費を控除することは認められない。

問（第８の25）　被保護者から申告があった収入額に不審がある場合の取扱いをどうするか。

答　申告のあった収入が、被保護者の稼働能力、就労状況、当該地域の同種の業務についての賃金水準等の客観的事実にてらし不審があり、当該申告による収入額を基礎として認定を行なうことは適当でないと判断される場合であって、当該被保護者及び関係先についてさらに調査を行なった結果、なお、不審を解くに足る正当な理由及び立証に欠けると認められるときは、当該地域の同種の業務及び技能に対して支払われている賃金その他について綿密な調査を行ない、これを基礎に推定した収入額をもって認定して差しつかえない。

問（第８の46）　給食付（給食費を徴されていない場合に限る。）で稼働収入を得ている場合の給食の取扱いいかん。

答　当該被保護者に係る第１類費の額として算定された額に0.75を乗じて得た額にその者の総食数に占める就労先で受ける給食数の割合（以下「給食の割合」という。）を乗じて得た額を収入に加算すること。

ただし、給食の割合が３分の１（１日１食）程度以下である場合は、この限りでない。

イ　農業収入

㊇　第８－３－(1)

イ　農業収入

(ｱ) 農業により収入を得ている者については、すべての農作物につき調査し、その収穫量に基づいて認定すること。

(ｲ) 農業収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、生産必要経費として小作料、農業災害補償法による掛金、雇人費、農機具の修理費、少額農具の購入費、納屋の修理費、水利組合費、肥料代、種苗代、薬剤費等についてその実際必要額を認定すること。

㊗　第８－１

(2) 農業収入

ア　農作物の収穫量は、本人の申立て、市町村の調査又は意見及び品目別作付面積に町村別等級地別平均反収を乗じたものを勘案して決定するものとし、３者の数字に著しく相違がある場合は、さらに農業協同組合、集荷組合、実行組合、農業改良普及員、民生委員等について調査のうえ、決定すること。

イ　保護開始月における保有農作物は、収穫量と同様の取扱いを行なうこと。

ウ　農業収入を得るための生産必要経費のうち、肥料代、種苗代及び薬剤費については、次に掲げる比率（農林水産省農産物生産費調査による。）に準拠して各福祉事務所ごとに比率を認定したうえ、これをエによる収穫高に乗じて認定すること。

玄米（水稲）	９％	小麦	23％
玄米（陸稲）	26％	その他の農作物	20％

エ　農業収入は、次の算式により認定すること。

(ｱ) 主食（米、小麦、裸麦、大麦、そば等当該地域の食生活の実態によること。）

収穫高＝販売価格×収穫量

収穫高－生産必要経費＝収入

(ｲ) 野菜

販売価格×売却量＋自給量を金銭換算した額

（別表「金銭換算表」の野菜の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入

オ　各福祉事務所ごとに管内の町村別、品目別、等級地別平均反収及び町村別、品目別農作物販売価格を調査し、調整又は補正しておくこと。

カ　余剰野菜について、その地域に需要がなくこれを売却することができないときは、今後の耕作において穀類等換金の途の広い農作物を作付するよう指導するとともに、その作の収穫に限り自家消費を認めても差しつかえないこと。

キ　農業収入は、収入があった時から将来に向い、原則として、12分の１ずつの額を認定すること。

問（第８の３）　農業保険法による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。

答　同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行なって差しつかえない。

問（第８の４）　農作物の必要経費中肥料費、種苗代及び薬剤費は、必ず率により認定しなければならないか。また、逆に右以外の必要経費については、率を用いてはいけないか。

答　前段については、保護の実施機関ごとに客観的資料に基づき定められた必要経費率によることを原則とするが、この率によるよりも正確かつ便宜な方法があれば、必ずしも率によらなくてもよい。後段については、実費によることを原則とするが、地域ごとに正確かつ妥当な率を設定しうる場合には、率によっても差しつかえない。

問（第８の５）　農業用噴霧器（比較的高額のもの）を近隣で共同購入する場合においてその世帯負担額が少額であるときは、農業収入を得るための必要経費として認めてよいか。

答　世帯の負担額が、少額農具の購入費程度の少額のものである場合には必要として認めて差しつかえない。

問（第８の６）　農業収入を得るための必要経費としての納屋の修理費又は農業以外の自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理費については、どの程度まで認めてよいか。

答　納屋の修理費又は店舗の修理費は、生業扶助の額の範囲内において必要最小限度の額を認定すること。

別 表

金 銭 換 算 表

	1 級 地 － 1		1 級 地 － 2		2 級 地 － 1		2 級 地 － 2		3 級 地 － 1		3 級 地 － 2	
	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜	魚 介	野 菜
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0歳～ 2歳	4,470	3,890	4,260	3,710	4,070	3,540	3,860	3,360	3,660	3,190	3,460	3,020
3歳～ 5歳	7,430	6,330	7,090	6,050	6,760	5,760	6,430	5,480	6,090	5,190	5,750	4,910
6歳～ 11歳	9,690	8,240	9,250	7,870	8,820	7,500	8,380	7,120	7,950	6,760	7,510	6,390
12歳～ 19歳	12,150	10,350	11,600	9,880	11,050	9,420	10,510	8,950	9,960	8,490	9,420	8,010
20歳～ 40歳	10,230	8,700	9,770	8,310	9,310	7,920	8,850	7,520	8,390	7,130	7,930	6,740
41歳～ 59歳	9,590	8,180	9,160	7,810	8,730	7,450	8,300	7,070	7,870	6,710	7,440	6,340
60歳～ 69歳	9,280	7,910	8,860	7,550	8,450	7,190	8,020	6,840	7,610	6,490	7,190	6,120
70歳～	8,250	7,010	7,880	6,690	7,510	6,380	7,130	6,060	6,760	5,740	6,400	5,430

ウ　農業以外の事業（自営）収入

㊐　第８－３－(1)

ウ　農業以外の事業（自営）収入

(ｱ) 農業以外の事業（いわゆる固定的な内職を含む。）により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこと。

(ｲ)　農業以外の事業収入を得るための必要経費は、(4)によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿間貸業であって家屋が自己の所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿間貸代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。

㊗　第８－１

(3) 農業以外の事業（自営）収入

ア　農業以外の事業収入については、前３箇月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業（店売り、行商又は露店）、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業（小運送）、修理（自転車修理、いかけ業、桶屋）及びサービス業（理髪業、靴磨等）については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業（大工、左官、植木職等）については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。

イ　魚介による収入は、次の算式により認定すること。

売却量×販売価格＋自給量を金銭に換算した額（別表１「金銭換算表」の魚介の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入

ウ　養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を得ている場合は、収入があった時から将来に向かい、原則として12分の１ずつの額を認定すること。

問（第８の２）　125cc以下のオートバイ、原動機付自転車又は通勤用・事業用自動車の保有の認められた者については、通勤又は事業の利用に伴う燃料費、修理費、車検に要する費用、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料、自動車重量税・自動車税・軽自動車税、自動車運転免許の更新費用等を必要経費として勤労・事業収入から控除してよいか。

答　必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえない。

なお、任意保険料については対人・対物賠償に係る保険料に限るものである。

また、自動車税及び軽自動車税については、身体障害者等の場合、減免されることがあるので留意されたい。

エ　その他不安定な就労による収入

㊐　第８－３－(1)

エ　その他不安定な就労による収入

知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額（受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。）が月額15,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。

問（第８の19）　少額かつ不安定の稼働収入は合算額15,000円まで控除されるが、この合算額は世帯単位か、又は個人単位であるか。

答　15,000円の限度額は、個人ごとに算定される額である。

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア　恩給、年金等の収入

㊐　第８－３

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア　恩給、年金等の収入

(ｱ) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(ｲ) (ｱ)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

㊟ 第８－１

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について１年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（１円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

問（第８の51） 恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず、１期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないか。

答 恩給、年金等の額の改定時期と支払期月が一致しない場合は、局長通知第８の１の(4)により収入認定することにより保護の停止又は廃止となる場合を除き、お見込みのとおり取り扱って差しつかえないこと。

イ 仕送り、贈与等による収入

㊝ 第８－３－(2)

イ 仕送り、贈与等による収入

(ｱ) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。

(ｲ) 他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

(ｳ) (ｱ)又は(ｲ)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

ウ 財 産 収 入

㊝ 第８－３－(2)

ウ 財産収入

(ｱ) 田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定すること。

(ｲ) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(ｱ)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

エ その他の収入

㊝ 第８－３－(2)

エ その他の収入

(ｱ) 地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（ア又は(3)のエ、ケ、コ若しくはサに該当するものを除く。）については、その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(ｲ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

㊟ 第８－１

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。

ただし、これによることが適当でない場合は、当

該月から引き続く６箇月以内の期間にわたって分割認定するものとすること。

(3) 収入として認定しないものの取扱い

次　第８－３

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア　社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ　出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ　他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ　自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ　災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ　保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ　死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク　高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

(ｱ) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第７「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(ｲ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

問（第８の58）　高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）、学習塾費等にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第８の58の２）次官通知第８の３の(3)のクの(ｲ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答　高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第８の３の(3)のクの(ｲ)に該当するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえない。

収入として認定しない取扱いを行うにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合には、保護の実施機関が承認した下記２の目的のために使用されたことを証する書類等により、使途を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用内容下記２の目的の範囲であることが認められる場合にあっては、この限りではない。

１　高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助

長に効果的であると認められること。

2　次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

(1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く）

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な受験料（受験に伴う交通費、宿泊費を含む。）及び入学料等に限る。）

(3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

(4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

(5) 就職活動に必要な費用

(6) 海外留学に必要な費用（本通知第10の19に該当する場合に限る。）

3　当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告が可能と認められる者であること。

問（第８の○○）大学等の入学金にあてるための費用としてアルバイト収入を収入認定除外されていた者が、大学等における就学の支援に関する法律に基づく授業料等減免を受けることにより、入学金の納付が不要となった場合、収入認定除外している額については、どのように取り扱うべきか。

答　当初収入として認定しないものとして承認した目的以外であっても、本通知第８の問58の２の２の目的の範囲内であれば、収入として認定しないこととして差し支えない。

また、同法に基づく授業料等減免を受けられるものの、入学前に授業料等の納付が必要であり、後日、授業料等に相当する金額が還付される場合がある。この場合、授業料等の納付のため、他からの貸付を受けた場合であれば、還付金は貸付の返還にあてられるものとなるので、保護の実施機関への費用返還を求める必要はない。入学金の納付のため、保護費のやり繰りにより預貯金等をしている場合については、結果として入学金の納付が不要であることをもって一律に預貯金等の額に相当する額の費用返還を求めるのではなく、同法に基づく授業料等減免を受けたことにより大学等の判断に基づき入学金の納付が不要となるケースとの公平性の観点から、還付金を生活保護の趣旨目的に反しないものにあてる場合（すでに費消した場合も含む。）は、返還を求めないものとして差し支えない。

ケ　心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額（月額）

コ　独立行政法人福祉医療機構法第12条第１項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ　地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭

シ　現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス　戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ　未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）

ソ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち37,290円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ　公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(7) 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表（以下「公害障

害等級表」という。）の特級又は一級に該当する者に支給される場合　34,960円

障害の程度が公害障害等級表の二級に該当する者に支給される場合　17,480円

障害の程度が公害障害等級表の三級に該当する者に支給される場合　10,510円

(ｲ) 遺族補償費　34,960円

㊟　第８

２　収入として認定しないものの取扱い

(1) 社会事業団体その他が被保護者に対して支給する金銭であって、当該給付の資金が、地方公共団体の予算措置によりまかなわれているものは、次官通知第８の３の(3)のアとして取り扱うことは認められないこと。

(2) 被保護者に対して現物が給与された場合は、被贈与資産として取扱い、処分すべきものがあれば売却させてその収入を認定すること。ただし、就労の対価として現物が給与されたときは、その物品の処分価値により金銭換算のうえ、500円を控除した額を就労収入として認定すること。

問（第８の39）　局長通知第８の２の(2)のただし書きに関し、就労先から主食、野菜又は魚介を支給された場合はどのように取り扱うべきか。

答　局長通知第８の２の(2)のただし書きにより取り扱うことは認められず、主食、野菜又は魚介については、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を就労収入として認定することとされたい。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア　事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ　次のいずれかに該当する就学資金

(ｱ) 高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(ｲ) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の就労や早期の保護脱却に資する経費にあてられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに必要な最小限度の額

(ｳ) 大学等への就学のため、第１の５による世帯分離又は、大学等への就学にあたり居住を別にすることが確実に見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用にあてるための貸付資金

ウ　医療費又は介護等費貸付資金

エ　結婚資金

オ　国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(ｱ) 住宅資金又は転宅資金

(ｲ) 老人若しくは身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金

(ｳ) 配電設備又は給排水設備

(ｴ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(ｵ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

(ｶ) 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金

問（第13の３）　国若しくは地方公共団体により貸付けられる住宅資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として貸付けられる住宅資金と本法による住宅扶助との関係をどう取扱うべきか。

答　設問にかかる住宅資金の貸付けを受けるについての承認は、本法による扶助の対象とはなりがたい需要について行なうものであり、貸付金をもって本法の給付に代替させる趣旨のものではない。

問（第８の61）　局長通知第８の２の(3)のオの(ｵ)にいう「日常生活において利用の必要性が高い生活用

品を緊急に購入する」として貸付資金を収入認定除外することができる場合を具体的に示されたい。

答　保護受給中の日常生活に必要な物品については、経常的最低生活費の範囲内で計画的に購入することが原則であるが、次のいずれにも該当し、かつ、経常的最低生活費のやり繰りにより当該貸付資金の償還が可能と認められる者については、当該貸付資金を収入として認定しないものとすること。

なお、保護の実施機関は、当該貸付資金の償還が適切に行われるよう、貸付制度を所管する関係機関と十分に調整を図り、適切な償還金の納付指導及び代理納付の活用を行うこと。

(1) 健康の保持や日常生活に著しい支障を来す恐れがあり、必要性が高いと認められる生活用品がないか若しくは全く使用に耐えない状態であること。

(2) 保護開始から概ね６か月経過していない場合や家計管理上特段の問題なく他に急な出費を要した場合など、計画的に購入資金を蓄えることができなかったことに真にやむを得ない事情が認められること。

(3) 購入予定品目、購入予定金額が社会通念上妥当と判断されるものであり、また必要最小限度の貸付であるとともに、償還計画がその後の最低生活の維持に支障を来さないものであると認められること。

(4) 貸付を受けることについて、当該被保護者は自立更生計画を提出するとともに、購入予定品目及び償還方法について保護の実施機関の事前の承認があること。

問（第８の11）　生活福祉資金貸付制度要綱に基づく福祉資金のうち、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして取り扱って差しつかえないか。

答　局長通知第８（収入の認定）の２及び同通知第８の４の(3)に該当する場合には、それぞれ収入として認定せず、又は償還金を収入から控除する取扱いを行なって差しつかえない。

問（第８の59）　保護開始時点で既に就学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は支給しないこととしてよいか。

答　高等学校等就学費については、被保護世帯の自立を支援する観点から、貸付を受けなくとも高等学校への就学が可能となるよう、生活保護において積極的に給付を行うものである。

したがって、既に就学資金の貸付を受けている場合であっても、保護開始時点において貸付内容の変更が可能であれば、高等学校等就学費の基準額の範囲内で就学に必要な経費が賄える場合については貸付の停止を、高等学校等就学費で賄いきれない経費が必要な場合については当該経費にあてられる必要最小限度の額に貸付額を変更し、その上で高等学校等就学費を給付することとされたい。

また、保護開始時点において貸付内容の変更が困難な場合であって、保護開始後に貸付金を受領する場合は、当該貸付金のうち高等学校等就学費により賄われる部分について、貸付金の受領後直ちに償還し、その上で高等学校等就学費を給付するとともに、実際に償還が行われているか確認を行うこと。

なお、貸付契約の内容等により、貸付内容の変更や貸付期間中の償還が困難な場合については、当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない。

問（第８の21）　義務教育以外の教育を行う学校で就学する者がいる世帯で世帯員以外の絶対的扶養義務者から当該就学者の教育費にあてるべきものとして仕送りを受けている場合は、その仕送りを、当該就学者の収入として取り扱ってよいか。局長通知第１の３の関連でお尋ねする。

答　設例の場合、就学する者に優先して扶養を受けるべき事情にあると明らかに認められる者（たとえば当該扶養義務者と生活保持義務関係にある者）が同一世帯内にいるときを除き、当該仕送りのうち教育費にあてられる部分を就学者の収入として取り扱って差しつかえない。

問（第８の10）　引揚者給付金等支給法、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律又は引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による国債の政府買上げにより償還金収入を得たものが、そ

の収入を自立更生のための資金として活用すると申し立てた場合これを収入として認定しないでよいか。

答　保護の実施機関が具体的な自立更生計画を根拠として現実に自立更生資金として活用されることを確認した場合に限り差しつかえない。

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとすること。

　また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

(5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。

問（第８の40）　局長通知第８の２の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答　被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

　なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア　当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

イ　当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ　当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

エ　当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

オ　当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ｱ) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(ｲ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ｳ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

(ｴ) 当該経費が大学等への就学後に要する費用

にあてられる場合は、授業料や生活費その他就学のために必要と認められる最小限度の額（当該取扱いは、大学等への就学後に要する費用にあてることを目的とした貸付金や恵与金を当該大学等に就学する者が高等学校等に在学している間に、同一世帯の被保護者が受領する場合に限る。）

カ　当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額

キ　当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額

ク　当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

ケ　当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ　当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

サ　当該経費が次官通知第８の３の(3)のクの(ｲ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第８の58の２の２の(1)から(6)までのいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額

シ　厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額

問（第８の60）　恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

問（第８の41）　扶養義務者からの援助金はすべて「他から恵与される金銭」として取り扱うことは認められないか。

答　扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。

問（第８の42）　雇用保険法第57条により支給される常用就職支度金は「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」として取り扱ってよいか。

答　次官通知第８の３の(2)のエの(ｲ)により収入として認定すること。

問（第８の43）　地方公共団体が条例又は予算措置によって被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、どのようなものが次官通知第８の３の(3)のエにいう「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するか。

答　地方公共団体が条例又は予算措置によって、被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、局長通知第８の２の(4)にいう自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものが、自立更生を目的として恵与される金銭に該当するものであり、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途にあてられる額を、収入として認定しないものとすること。

この場合、支出目的として明示されている用途及びその用途に供される額の認定にあたっては、問40の答に示す基準によるものである。

したがって、地方公共団体又はその長が年末、盆、期末等の時期に支給する金銭は、次官通知第８の３の(3)のエによる取扱いは行なわず同(2)のエの(ｱ)によって取り扱うこととなる。

問（第８の62）　児童福祉施設等に入所し、又は里親等に委託され、別世帯と認定されていた児童が、施

設等を退所し、又は里親等への委託が解除され、被保護世帯に転入する際に、転入前の入所又は委託期間中に積み立てた児童手当の管理者を、施設長等から親権を行う父母に変更する場合、当該金銭を「自立更生を目的として恵与された金銭」に準じて取り扱って差し支えないか。

答　当該被保護世帯から提出のあった具体的な自立更正計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について保有する預貯金等と別に管理すること及び当該計画にかかる状況を定期的に報告することが可能と認められる場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、当該金銭を使用した場合は、事前に承認された目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額について費用返還を求めること。

問（第８の34）　局長通知第８の２の(4)のただし書きにいう「適当な者」とは、どのような者をいうか。

答　社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯の自立更生を援助するために特に設立された団体等金融機関以外の者であって、当該金銭を安全に管理しうると認められるものをいう。

問（第８の26）　市町村又は扶養義務者等が水洗便所設備費等の全部又は一部を助成又は援助する場合は、その助成費又は援助費をどのように取り扱うべきか。

答　当該助成費又は援助費については、これを局長通知第８の２の(4)に準じて収入として認定しないこととして差しつかえない。

なお、これらの費用は法による扶助の対象とはならないものである。

問（第８の53）　保護開始前に臨時的に受けた災害等による補償金、保険金、見舞金又は死亡による保険金の全部又は一部を当該災害等による損失の原状回復等当該世帯の自主更生の用途にあてるべく保有している場合についても、次官通知第８の３の(3)のオ又はキに準じ収入として認定しない取扱いとすることは認められないか。

答　その目的とする自立更生の用途が世帯員の将来の就学等保護開始後でなければ実現し得ないものと認められる場合には、被保護世帯が補償金等を受けた場合と同様に取り扱って差しつかえない。

問（第８の○○）　夜間大学や高等専門学校等で就学しながら、保護を受けることができるとされた者が大学等における就学の支援に関する法律に基づく学資支給を受けた場合、就学のために必要と認められる最小限度の額は自立更生にあてられるものとして収入認定しないこととしてよいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

(6) 次官通知第８の３の(3)のケに掲げる金銭の取扱いについては、次によること。

ア　社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次に掲げる金銭であること。

(ｱ) 心身障害児（者）の福祉を図るために支給される金銭

(ｲ) 老人の福祉を図るために支給される金銭

(ｳ) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(ｴ) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(ｵ) 災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(ｶ) (ｱ)から(ｵ)までに掲げる金銭に準ずるもの

イ　アの(ｶ)に該当するものとして取り扱う場合又は同一人に対しアの(ｱ)から(ｶ)までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に情報提供すること。

(4) 勤労に伴う必要経費

ア　基礎控除

次　第８－３－(4) 勤労に伴う必要経費

(1)のアからウ（勤労収入・農業収入・農業以外の事業収入）までに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

局　第８－３　勤労控除の取扱い

(1) 基礎控除

ア　基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ　基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第８の３の(1)のアによる勤労（被用）収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同イによる農業収入又は同ウによる農業以外の事業（自営）収入については、生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ　世帯員が２人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の１人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の２人目以降の欄を適用すること。

問（第８の49）　在宅患者加算を認定されている者が、勤労収入を得ている場合には、勤労控除を適用してよいか。

答　真に栄養補給を必要とする者が社会生活適応のため実施機関の指定する医師の指導に基づき就労して勤労収入を得ている場合は、６か月間に限り、療養に専念しているものとみなしてお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第８の50）　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等に基づく技能修得手当を受給しながら技能修得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し、勤労収入に準じて基礎控除を適用してよろしいか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第８の20）　勤労控除の基礎控除と少額かつ不安定の収入控除とは重複して差し支えないか。

答　次官通知第８の３の(1)のエにいう「その他不安定な就労による収入」は、同(1)のアからウまでの収入を得ていない者が得る収入をいうものである。したがって、勤労者が内職等により少額の収入を得ている場合は、少額不安定収入としての控除を行わず、勤労収入と当該内職等による収入を合算して基礎控除を適用すべきである。

問（第８の32）　局長通知第８の１の(2)のキにより認定された収入が同一月において重なった場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。また、同通知によって認定された農業収入が１以上あり、かつ、当該月において次官通知第８の３の(1)のア又はウに該当する収入（勤労（被用）収入又は農業以外の事業収入）がある場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。

答　御照会の場合には、いずれも局長通知第８の３の(1)のイによる収入額を合算し、当該合算額につき各月ごとに基礎控除を適用すること。

問（第８の18）　各種勤労控除の適用に当たり、農業又は農業以外の事業（自営業）を営んでいる場合であって、その事業に専ら従事する者が世帯内に２人以上いること等により、控除対象者の収入を明確に把握できないときは、これらの控除の適用は認められないと解してよいか。

答　同一の事業に従事する者が、世帯内に２人以上いてそれぞれの収入を明確に把握できない場合であっても、当該者の申立てにより事業に従事する各稼働者の事業に対する寄与の割合が推定できるときは、世帯の収入額に推定した寄与率を乗じて得た額を、また、事業に対する寄与の割合が推定できないときは、世帯の収入額を事業に従事する稼働人員で除して得た額を、それぞれの稼働者の収入として取り扱うこととし、各種勤労控除を適用するようにされたい。

基礎控除額表……（略）

イ　**新規就労控除**

㊇　第８－３－(4)　勤労に伴う必要経費

新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額11,700円をその者の収入から控除すること。

㊞　第８－３

(2) 新規就労控除

ア　新規就労控除を適用する場合は、次の場合であること。

(ｱ) 中学校、高等学校等を卒業した者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経

費を必要とする場合

(ｲ) 入院その他やむを得ない事情のためおおむね３年以上の間職業に従事することができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

イ　控除は、当該職業によって得られる収入につき、はじめて継続性のある職業についた月（当該新規就労に伴なう収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月）から６箇月間に限り行なうものとすること。

ウ　未成年者控除

㊐　第８－３－(4) 勤労に伴う必要経費

未成年者については、別に定めるところにより、月額11,600円をその者の収入から控除すること。

㊟　第８－３

(3) 未成年者控除

ア　未成年者（20歳未満の者をいう。）については、その者の収入から次官通知第８の３の(4)に定める額を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。

(ｱ) 単身者

(ｲ) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合

(ｳ) 配偶者と自己の未成熟の子のみで独立した世帯を営んでいる場合

イ　未成年者控除の適用をうけていた者が月の中途で成年に達したときは、その翌月から認定の変更を行なうこと。

(5) その他の必要経費

㊐　第８－３

(5) その他の必要経費

次の経費については、真に必要やむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。

ア　出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費

イ　就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費

ウ　他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金

エ　住宅金融公庫の貸付金の償還金

オ　地方税等の公租公課

カ　健康保険の任意継続保険料

キ　国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

ク　厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還に充てるために必要な経費

㊟　第８

４　その他の控除

(1) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する費用につき控除を行なう場合は、一般生活費又は住宅費の実際必要額から、当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いて得た額を必要経費として認定すること。

(2) 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対して受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

問（第８の48）　次官通知第８の３の(5)のイにいう就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する放課後児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。

答　いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、放課後児童クラブについては、「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問（第８の57）　国民年金に任意加入する場合の保険料の控除が認められる場合はどのような場合か。

答　年金の受給権を得るためのものに限って認められ

るものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められない。

なお、任意加入しても過去の未納分を納付しないと年金受給権を得られない場合には、年金受給権を得るために必要な限度で未納分の保険料についても控除して差し支えない。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人若しくは身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金、国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付金並びに厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金については、当該世帯の全収入）から控除して認定すること。

ア　国若しくは、地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、医療費又は介護費貸付資金については、保護の実施機関の承認のあったものに限ること。

イ　ア以外の法人又は私人（絶対的扶養義務者を除く。）により貸し付けられたもののうち、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立っていると認められ、事後において承認することが適当なものについても、同様とする。

ウ　アに該当する技能修得資金とともに、当該技能修得期間中、貸付けを受けた生活資金については、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。

(4) 独立行政法人住宅金融支援機構法による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。

(5) 次に掲げる貸付資金は、国若しくは地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものに該当するものとして取り扱うこと。ただし、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものに限る。

(ｱ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付資金

(ｲ) 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金

(ｳ) 婦人更生資金制度要綱に基づく貸付資金

(ｴ) 引揚者給付金等支給法に基づく国債を担保として、国民金融公庫から貸し付けられる生業資金

(ｵ) 自作農維持資金融通法に基づく農林漁業金融公庫の各種貸付資金

(ｶ) 開拓者資金融通法に基づく政府（地方農地事務局）の貸付資金

(ｷ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく農業協同組合、森林組合又は金融機関の貸付資金

(ｸ) 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の貸付資金

(ｹ) 国民金融公庫からの低所得者に対する更生貸付資金

(ｺ) 住宅資金又は転宅資金であって国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金

(6) 生業資金の貸付けをうけた後、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合であって、その事業の資金の全部、または一部が、当該貸付金によりまかなわれているときは、変更した事業によって得られ

る収入から償還金を控除して認定して差しつかえないこと。

問（第８の23）　被保護者が就労に必要な自転車又は原動機付自転車を購入する場合、その購入額を月割にして、その収入から必要経費として控除してさしつかえないか。

答　当該職業に必要不可欠な場合であって、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定してさしつかえない。また、通勤用に使用する場合においても、通常、交通費等として計上される程度の額の範囲内で認定してさしつかえない。

第９　保護の開始申請等

㊇　第９

生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も現に慎むこと。

㊞　第９

１　保護の相談における開始申請の取扱い

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続についての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。

なお、申請者が申請書及び同意書の書面での提出が困難である場合には、申請者の口頭によって必要事項に関する陳述を聴取し、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請があったことを明らかにするための対応を行うこと。

２　要保護者の発見・把握

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図ること。

問（第９の１）　生活保護の面接相談においては、保護の申請意思はいかなる場合にも確認しなくてはならないのか。

答　相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。

問（第９の２）　相談段階で扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取することは申請権の侵害に当たるか。

答　扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は申請権の侵害に当たるものではないが、「扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある。

また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。

問（第９の３）　相談段階で相談者の困窮の状態等を確認するために必要な資料の提出を求めることは申請権の侵害にあたるか。

答　相談段階で、資産及び収入の状況等が確認できる資料の提出を求めること自体は申請権の侵害に当たるものではない。ただし、「資料が提出されてからでないと申請を受け付けない」などの対応は適切ではない。

なお、申請段階では、速やかかつ正確な保護の決定を行うために、申請日以降できる限り早期に必要となる資料を提出するよう求めることは認められるが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも差し支えない。これに関し、当該申請者の事情や状況から必要となる資料の提出が困難と認められる場

合には、保護の実施機関において調査等を実施し、要件の確認の審査を徹底することが必要となる。

第１０　保護の決定

１　年齢改定

㊞　第10

１　年齢改定

(1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年１回４月１日に行うことができること。

(2) ４月１日に行なう切替えは、３月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。

問（第10の13）　局長通知第10の１の(2)により年齢改定を行う場合、４月１日生れの者についてはどう取り扱うのか。

答　４月１日生れの者については、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）及び民法（明治29年法律第89号）第143条の規定により、前日である３月31日をもって満年齢に達した者として取り扱うこととなる。

２　保護の要否及び程度の決定

㊙　第１０

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第８によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第１に衣食等の生活費に、第２に住宅費に、第３に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

㊞　第10

２　保護の要否及び程度の決定

(1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの３箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。

ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、次官通知第８の２の「長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするとき」に該当するときは保護の申請月以降１年間において確実に得られると推定される総収入（収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費として別表２に定める額を控除した額）の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。この取扱いにより保護を要すると判定された者に係る保護の程度の決定は常用収入について第８の１の(1)のアに定める取扱いにより行なうこと。

問（第10の４）　保護開始時の要否判定を行なう際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答　次に掲げる費目を指すものであること。

ア　保護の基準別表第１生活扶助基準（ただし、同第一章の１の(2)の期末一時扶助及び同第三章の３の移送費であって局長通知第７の２の(7)のアの(ｳ)以下の場合のものを除く。）並びに局長通知第７の２の(5)のアの（ｶ）（ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。）

イ　保護の基準別表第２教育扶助基準（ただし、学習支援費を除く。）及び局長通知第７の３の(2)

ウ　保護の基準別表第３住宅扶助基準及び局長通知第７の４の(1)のオ（ただし、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除く。）

エ　保護の基準別表第４医療扶助基準

オ　保護の基準別表第５介護扶助基準（ただし、住宅改修を除く。）

カ　保護の基準別表第６出産扶助基準並びに局長通知第７の７の(1)及び(2)

キ　保護の基準別表第８葬祭扶助基準並びに局長通知第７の９の(1)、(2)、(3)及び(4)

問（第10の５）　保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「第８によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。

答　次官通知第８の３により、勤労（被用）収入、農業収入、恩給年金等の収入等収入の種類ごとに

定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第８の３の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表２に定める額（世帯員が２人以上就労している場合には、それぞれの額の総額）を認定するものであること。

問（第10の６）　保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行うものであるか。

答　保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費としては、局長通知第10の２の（1）に定める別表２の額を認定する）との対比によって判定するものであること。

問（第10の７）　局長通知第10の２の(1)のただし書きにいう「常用勤労者」とは如何なる勤労形態にあるものをいうか。

答　「常用勤労者」とは期間を定めず、又は１箇月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月々一定の給与が支給されている者をいう。したがって、就労日に対応して賃金が支払われている者は常用勤労者には該当しないものである。常用勤労者であるかないかの判断に当たっては、日雇健康保険を除く各種被用者保険加入の有無を一応の目安とすることも考えられる。

問（第10の８）　局長通知第10の２の(1)のただし書きにいう「労働協約等の実態」には給与、賃金、期末手当、賞与等の額及び支払方法が、法律、条例、労使間の覚書等によって定められている場合、又は明文のとりきめはないが雇用慣習上確定していると認められる場合も含まれるものと解してよいか。また、賞与等を含む年間収入には定期昇給分、勤勉手当等、確実に予測できるものは、含めてよいか。

答　お見込みのとおりである。

問（第10の９）　他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行なって差しつかえないか。

答　お見込みのとおりである。

ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。

問（第10の10）　恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第８収入の認定、局長通知第８収入の認定及び本職通知第８収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行なうこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえないか。

答　お見込みのとおりである。

問（第10の10－２）　保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。

答　一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。

したがって、健全な家計運営ひいては自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。

なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。

１　手持金の認定

保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の５割を超える額とする。

２　月の中途で開始する場合における当該月の程度の決定方式

(1) 勤労収入

最低生活費と収入の対比により、１箇月分の扶助額又は本人支払額を算定した後、月末までの保護受給日数により扶助別に日割りする。

ただし、一時扶助、教育扶助等については日割りしない。

$$（最低生活費－平均収入）\frac{月末までの日数（×日）}{30日} - 程度の決定にあたり認定すべき額 = \boxed{開始月扶助額}$$

$$程度の決定にあたり認定すべき額 = 手持金総額 - \left(給与の残額 + 家計上の繰越金として保有を容認する額\alpha円\right)$$

給与の残額については、平均収入として既に評価ずみであるから、開始月において給与の残額たる現金を保有していても再度資産として評価しない。

どれが給与の残額であるか判然としないときは、次の算式により推計する。

$$給与総額 \times \left(1 - \frac{給与日からの経過日数}{30日}\right) = 給与残額推計額$$

(2) 年金収入

年金の残額については、手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給月の前月までに分割して（少額の場合は当月分の）収入充当額に計上する。

$$最低生活費 \times \frac{X日}{30日} - \frac{手持金（年金残額を含む）－\alpha円}{次回受給月の前月までの月数} = \boxed{開始月扶助額}$$

(3) 農業収入

年金収入の例による。

ただし、経常収入については勤労収入の例による。

(4) 無収入

$$最低生活費 \times \frac{X日}{30日} - （手持金－\alpha円） = \boxed{開始月扶助額}$$

局長通知第10の2の(1)に定める別表２

別表2

勤労に伴う必要経費として定める額

収入金額別区分	1級地		2級地		3級地	
	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
円　　円	円	円	円	円	円	円
0 ～ 8,000	0 ～ 5,600	0 ～ 5,600	0 ～ 5,600	0 ～ 5,600	0 ～ 5,600	0 ～ 5,600
8,001 ～ 8,339	5,601～5,837	5,600	5,601～5,837	5,600	5,601～5,837	5,600
8,340 ～ 11,999	5,840	5,600	5,840	5,600	5,840	5,600
12,000 ～ 15,999	6,320	5,600	6,320	5,600	6,320	5,600
16,000 ～ 19,999	6,800	5,780	6,800	5,780	6,800	5,780
20,000 ～ 23,999	7,290	6,200	7,290	6,200	7,290	6,200
24,000 ～ 27,999	7,770	6,610	7,770	6,610	7,770	6,610
28,000 ～ 31,999	8,250	7,010	8,250	7,010	8,250	7,010
32,000 ～ 35,999	8,730	7,420	8,730	7,420	8,730	7,420
36,000 ～ 39,999	9,210	7,830	9,210	7,830	9,210	7,830
40,000 ～ 43,999	9,700	8,240	9,700	8,240	9,700	8,240
44,000 ～ 47,999	10,180	8,650	10,180	8,650	10,180	8,650
48,000 ～ 51,999	10,650	9,060	10,650	9,060	10,650	9,060
52,000 ～ 55,999	11,140	9,460	11,140	9,460	11,140	9,460
56,000 ～ 59,999	11,620	9,880	11,620	9,880	11,620	9,880
60,000 ～ 63,999	12,100	10,290	12,100	10,290	12,100	10,290
64,000 ～ 67,999	12,590	10,700	12,590	10,700	12,590	10,700
68,000 ～ 71,999	13,060	11,100	13,060	11,100	13,060	11,100
72,000 ～ 75,999	13,550	11,520	13,550	11,520	13,550	11,520
76,000 ～ 79,999	14,030	11,920	14,030	11,920	14,030	11,920
80,000 ～ 83,999	14,510	12,330	14,510	12,330	14,510	12,330
84,000 ～ 87,999	14,990	12,750	14,990	12,750	14,990	12,750
88,000 ～ 91,999	15,470	13,150	15,470	13,150	15,470	13,150
92,000 ～ 95,999	15,800	13,430	15,800	13,430	15,800	13,430
96,000 ～ 99,999	16,060	13,650	16,060	13,650	16,060	13,650
100,000 ～ 103,999	16,250	13,820	16,250	13,820	16,250	13,820
104,000 ～ 107,999	16,460	13,990	16,460	13,990	16,460	13,990
108,000 ～ 111,999	16,660	14,160	16,660	14,160	16,660	14,160
112,000 ～ 115,999	16,860	14,330	16,860	14,330	16,860	14,330
116,000 ～ 119,999	17,060	14,500	17,060	14,500	17,060	14,500
120,000 ～ 123,999	17,260	14,670	17,260	14,670	17,260	14,670
124,000 ～ 127,999	17,460	14,840	17,460	14,840	17,460	14,840
128,000 ～ 131,999	17,660	15,020	17,660	15,020	17,660	15,020
132,000 ～ 135,999	17,860	15,180	17,860	15,180	17,860	15,180
136,000 ～ 139,999	18,060	15,350	18,060	15,350	18,060	15,350
140,000 ～ 143,999	18,260	15,530	18,260	15,530	18,260	15,530
144,000 ～ 147,999	18,460	15,690	18,460	15,690	18,460	15,690
148,000 ～ 151,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860
152,000 ～ 155,999	18,870	16,040	18,870	16,040	18,670	15,870
156,000 ～ 159,999	19,100	16,230	19,100	16,230	18,670	15,870
160,000 ～ 163,999	19,290	16,390	19,290	16,390	18,670	15,870
164,000 ～ 167,999	19,520	16,600	19,520	16,600	18,670	15,870
168,000 ～ 171,999	19,660	16,720	19,660	16,720	18,670	15,870
172,000 ～ 175,999	19,870	16,880	19,870	16,880	18,670	15,870
176,000 ～ 179,999	20,130	17,110	20,130	17,110	18,670	15,870
180,000 ～ 183,999	20,270	17,230	20,270	17,230	18,670	15,870
184,000 ～ 187,999	20,470	17,400	20,470	17,400	18,670	15,870
188,000 ～ 191,999	20,670	17,570	20,670	17,570	18,670	15,870
192,000 ～ 195,999	20,870	17,740	20,710	17,610	18,670	15,870
196,000 ～ 199,999	21,170	17,990	20,710	17,610	18,670	15,870
200,000 ～ 203,999	21,270	18,070	20,710	17,610	18,670	15,870
204,000 ～ 207,999	21,470	18,250	20,710	17,610	18,670	15,870
208,000 ～ 211,999	21,700	18,450	20,710	17,610	18,670	15,870
212,000 ～ 215,999	21,870	18,590	20,710	17,610	18,670	15,870
216,000 ～ 219,999	22,070	18,760	20,710	17,610	18,670	15,870
220,000 ～ 223,999	22,270	18,940	20,710	17,610	18,670	15,870
224,000 ～ 227,999	22,470	19,100	20,710	17,610	18,670	15,870
228,000 ～ 231,999	22,670	19,270	20,710	17,610	18,670	15,870
232,000 ～	22,760	19,350	20,710	17,610	18,670	15,870

（備考）級地区分は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第9「級地区分」による。

・収入金額」が0～8,000円の１人目及び２人目以降、8,001～8,339円の１人目の場合の必要経費として定める額は、収入金額に0.7を乗じた額（1円未満の端数は四捨五入）とする。

(2) 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入のある世帯については、保護の申請月以後１箇年間における収穫予想高（前年における収穫高を基とし、平年作の程度、災害の有無、豊凶予想等収穫高の予想増減を勘案したもの）の平均月割額をその月の収入充当額として認定して保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、現在の収入について第８（収入の認定）により認定した額に基づいて、保護の程度を決定すること。ただし、これによりがたい場合は、次の収穫を認定する時期まで、一般の要否判定の要領により、その要否及び程度を決定して差しつかえないこと。

(3) 医療予定期間が４箇月未満の短期傷病を理由として医療扶助のための保護の申請があった場合には、医療予定期間に２箇月を加えた月数の間における最低生活費と収入充当額（農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、(2)による平均月割額、(1)のただし書により収入を推定するべき常用勤労者の収入については、同ただし書により推定された総収入の平均月割額を基礎として算定した額（4）において同じ。）との対比によって、保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、第８により認定した収入によって保護の程度を決定すること。

なお、傷病の医療予定期間が４箇月以上６箇月未満である場合において６箇月間における最低生活費と収入充当額との対比により、同様に取り扱うこと。

問（第10の１）　ある世帯につき、世帯員の疾病（医療期間２箇月）による医療扶助の要否を局長通知の特例により判定した結果、否と決定され、その後１箇月経過したときに別に世帯員が疾病（医療期間２箇月）にかかった場合においては、要否判定のための収支認定は、どのようにしたらよいか。

答　設例の場合においては、最初の疾病に関する要否判定において医療費を４箇月に分割して支出の認定をしてあるから、最初の疾病につき２人目の申請時までに支払われるべきであった医療費の額をこえる額は、２人目の疾病の医療費の額に加算してこの疾病の医療扶助の要否を判定する。

たとえば、世帯の収入月13,000円、同最低生活費（医療費を除く。）月8,000円、最初の疾病の医療費計18,000円、２人目の疾病の医療費計15,000円の場合には、最初の疾病については、収入13,000円×（$\overset{\text{医療期間}}{2+2}$）＞支出8,000円×（$\overset{\text{医療期間}}{2+2}$）＋医療費総計18,000円となり、医療扶助は否と決定するものであり、２人目の疾病については、収入は13,000円×（$\overset{\text{医療期間}}{2+2}$）と計算し、支出は、8,000円×（$\overset{\text{医療期間}}{2+2}$）＋医療費総計15,000円＋18,000円－（13,000円－8,000円）×（$\overset{\text{支払済期間}}{1}$）と計算する。したがって、２人目の疾病については、医療扶助は要と決定される。

なお、前記の例において、保護の程度を決定するに際しては、最初の疾病の医療費については、18,000円－（13,000円－8,000円）×（$\overset{\text{支払済期間}}{1}$）を支出として認定するものとする。

(4) 保護の要否判定を行う際に算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス及び自立支援医療に要する費用は、概算障害福祉サービス所要額及び概算自立支援医療所要額によるものとし、次により算定すること。

ア　障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額（個別減免等を受けている者については、個別減免等が適用された後における負担上限月額）と食費等実費負担月額（入所施設利用の場合に限る。補足給付等を受けている者については、補足給付等を適用した後における食費等実費負担月額。）の合計額を上限として算定した１か月あたりの平均負担額

イ　自立支援医療

自立支援医療の利用に係る負担上限月額と食費の実費負担額（入院の場合に限る。）を上限とした１か月あたりの平均負担額

(5) 保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。

なお、介護保険の被保険者については、アからキまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。

ア　居宅介護（イを除く。）

居宅介護支援計画に基づき、当該者の要介護状態区分に応じた介護保険の居宅介護サービス費等

区分支給限度基準額を上限として算定した１か月あたりの平均介護費用

イ　特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護

当該者の要介護状態区分に応じた１か月あたりの介護費用

ウ　施設介護

当該者の要介護状

態区分に応じた１か月あたりの施設介護費用（食事の提供に要する費用を含む。）

エ　介護予防（オを除く。）

介護予防支援計画に基づき、当該者の要支援状態区分に応じた介護保険の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した１か月あたりの平均介護費用

オ　介護予防特定施設入居者生活

介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護予防当該者の要支援状態区分に応じた１か月あたりの介護費用

カ　福祉用具購入及び介護予防福祉用具購入

介護扶助の対象となる福祉用具であって、当該者の心身の状況から必要となると判断されるものの購入費について、介護保険の居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額を12で除して得た額を上限として算定した１か月あたりの費用

キ　介護予防・日常生活支援介護予防ケアマネジメントに基づき、市町村の実施要綱等において定められた介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額を上限として算定した１箇月当たりの平均介護費用

問（第10の15）　居宅療養管理指導に係る居宅介護については、概算介護所要額をどのように算定すべきか。

答　原則として、申請日以降の利用に係る本人からの申し立てを基に、利用する予定の指定介護機関及び主治医の意見を確認し、必要と認められる場合には、必要な額を算定すべきである。

ただし、過去の利用実績等から利用の必要性を判断できる場合には、介護保険の１か月あたり上限回数を基に介護費用を算定し、主治医の意見を省略して差し支えない。

(6) 保護施設等の取扱い

ア　救護施設・更生施設及び宿所提供施設

救護施設、更生施設又は宿所提供施設に入所することを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、その者を被保護者と決定し又は被保護者とみなして、最低生活費認定額と保護施設事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を保護費及び保護施設事務費支出額として決定すること。

イ　救護施設及び更生施設の行う通所事業

救護施設及び更生施設が行う通所事業を利用する者に係る保護施設事務費支出額の決定は次により行うこと。

(ｱ) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合は、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(ｲ) (ｱ)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、当分の間、その者を被保護者とみなして、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

また、前記に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の２倍に相当する額を加えた額以下であるときは、当分の間、その者を被保護者とみなして、最低生活費認定額に保護施設事務費の２倍に相当する額を加えた額と収入充当額との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

ウ　授産施設

授産施設を利用する者の生業扶助の決定は次により行なうこと。

(ｱ) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額と保護施設事務費（家庭授産を利用する場合は、家庭授産の事務費の額）の合算額以下の場合は、

その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(ｲ) (ｱ)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費（家庭授産を利用する場合であっても施設授産の事務費の額とする。）の２倍に相当する額を加えた額（以下「限度額」という。）以下であるときは、当該世帯の自立助長を考慮してその者を被保護者とみなし、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

また、現に授産施設を効果的に利用している者については、収入充当額が限度額をこえる場合であっても、当分の間、その者を被保護者とみなし、そのこえる額と当該月の保護施設事務費との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差しつかえないこと。

エ　アからウの場合の保護施設事務費は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで月を単位として算定し、支出決定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後３箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の中途で入退所する者の保護施設事務費は、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割計算により算定すること。

オ　アからウの場合において最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため保護施設事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで、月を単位として算定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後３箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の中途で入退所する者の本人支払額は、当該月の収入充当額に基づき算定すること。

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行なうこと。

ア　収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

イ　収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、３箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

ウ　農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、原則として12分の１相当額をもって支給額の算定を行なうこととするが、これによることが適当でないと認められる場合は、イにより支給額の算定を行なうこと。

エ　賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行なうこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行なうこと。

オ　アからエまでによることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

なお、保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）

問（第10の11）　局長通知第10の２の(8)では、最低

生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整して差しつかえないか。

答　次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行なって追加支給すること。

この場合、扶助費支給額の変更決定を行なうべき時点は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、次に掲げるところを基準とされたい。

1　予測し得ない事情の変化により、当該月の収入認定額よりも実際の収入額が著しく過少となり、かつ、当該月内において以後必要な追加収入額が得られないと認められる等、扶助費追加支給の必要があると認められる場合は、その事実を確認した日に直ちに所要の変更手続をとること。

2　収入額の変動があった場合であって１以外のときは、法第61条により被保護者から当該月の収入に変動があった旨の届出があった場合であって、当該月の実収入総額を確認したうえ次官通知第８の２に示す収入額の認定の原則並びに局長通知第８及び第10等に示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとること。

(9) 特定中国残留邦人等及び配偶者等と同居している場合であって、特定中国残留邦人等及び特定配偶者等が支援給付を受給しない場合における保護の要否の判定は、まず、当該要保護世帯と当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等とを同一世帯とみなした場合に算出される当該最低生活費の額と、収入充当額との対比により行うこと。

この場合、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等の収入充当額の算定については、支援給付の実施要領の定めるところにより行い、当該要保護世帯の収入充当額の算定については、本通知の定めるところにより行うこと。なお、要否の判定に当たり、特定中国残留邦人等と配偶者等の資産については考慮する必要がないものであること。

この判定の結果要となった場合には、さらに局長通知第７－２－(1)－サによる当該要保護世帯の最低生活費と、当該要保護世帯の収入充当額との対比により保護の要否判定及び程度の決定を行うこと。この場合、当該特定中国残留邦人等及び配偶者等の収入のうち支援給付の最低生活費を超える額については、収入として認定しないこと。

なお、要否の判定は保護の開始申請時のほか、年１回６月に行うこと。

３　保護の開始時期

㊞　第10

３　保護の開始時期

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。

なお、町村長経由の申請の場合には、町村長が申請書を受領した日、また管轄違いの申請があった場合には、最初の保護の実施機関が申請を受理した日を、それぞれ申請のあった日として取り扱うこと。

問（第10の２）　土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答　医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

４　扶助費の再支給

㊞　第10

４　扶助費の再支給

前渡された保護金品又は収入として認定された金品（以下「前渡保護金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとし

て認定できるものであること。

(1) 災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合

(2) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

問（第10の16）　扶助費の再支給を行うにあたり、留意すべき事項を示されたい。

答　次の点に留意すること。

1　盗難、強奪その他不可抗力の認定

(1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

(2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

2　調査及び指導等

(1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

(2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

3　金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

4　預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。

問（第10の３）　保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。

答　認めるべきではない。

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上要保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第34条参照。なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己を本人とする保護台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第75条）によるべきである。

5　保護の停廃止

問（第10の12）　法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答　被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1　保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね６か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれ

る当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

２　保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。

ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の３か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から３か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。

問（第10の12の２）　保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、必ず保護の廃止によらなければならないか。生活実態の把握が必要な場合等世帯の状況によっては停止とすることも可能か。

答　生活福祉資金の要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合については、当該貸付資金が貸付を利用しなければ要保護状態となる世帯を対象としていることから、貸付の利用が終了した後には生活保護の適用となる可能性が高い世帯であることを踏まえ、当該貸付資金の利用者については、保護の廃止ではなく、保護の停止を行うこととしても差しつかえない。

問（第10の12－３）　保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面（以下「辞退届」という。）が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。

答　被保護者からが提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。

ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導するとともに、必要に応じて自立相談支援機関につなぐこと。

問（第10の19）　被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。

答　被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないものである。

しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。

また、次のような目的で概ね２週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その使途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第３の18により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第８の３の（３）のエに該当するものとして、当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

１　親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参

２　修学旅行

３　公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）

４　高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の海外留学であって世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

第１１　保護決定実施上の指導指示及び検診命令

１　保護申請時における助言指導

㊞　第11

１　保護申請時における助言指導

(1) 要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行なうこと。

(2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

問（第10の17）　過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことのある者が再度借入をし、保護申請を行った場合、資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下してよろしいか。

答　過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となった者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を例えばギャンブルや借金返済等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金担保貸付を利用していることになる。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第４条）ものであることから、老後の基礎的な生活費等として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、これを先に述べたような使途に充てるために費消するような場合には、資産活用（月々の年金受給）を恣意的に忌避しているため、法第４条に定める保護の受給要件を満たしていないと解されることになる。

したがって、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、

・　当該申請者が急迫状況にあるかどうか

・　保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

といった事情を勘案した上で、原則として、保護の実施機関は資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下して差し支えない。

なお、被保護者に対しては、生活保護受給中には年金担保貸付を受けることができないこと、年金担保貸付を受けている場合には生活保護を受けることができないことを周知しておかれたい。

２　保護受給中における指導指示

㊞　第11

２　保護受給中における指導指示

(1) 保護受給中の者については、随時、１と同様の助言、指導を行なうほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行なう

こと。

ア　傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労（そのために必要な訓練等につくことを含む。）を可能とするに至ったとき。

イ　義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。

ウ　現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。

エ　内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能なとき。

オ　就労中であった者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。

カ　アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。

キ　次官通知第８の１による収入に関する申告及び局長通知第３による資産に関する申告を行なわないとき。

ク　世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。

ケ　主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。

コ　施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。

サ　施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があったとき。

シ　キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。

ス　その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。

(2)　(1)のアからオまでによる指導指示を行うにあたっては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあっせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行うものとすること。

なお、被保護者の就労又は収入の増加を図るために必要があると認められるときは、生業扶助の適用等の措置について配慮すること。

(3)　指導指示を行なうにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

(4)　法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。

３　保護停止中における助言指導等

㊟　第11

３　保護停止中における助言指導等

保護停止中の被保護者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助言指導を行なう等、所要の措置を講ずること。

４　検診命令

㊟　第11

４　検診命令

(1)　検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。）の技術的な助言を求めること。

ア　保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。

イ　障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

ウ　医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。

エ　現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

オ　介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

カ　現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行なうにつき、検診が必要と認められるとき。

キ　自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

ク　その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

(2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行なう医師又は歯科医師は、要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

(3) 検診命令書の発行

(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうものとすること。

この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることがある旨伝えること。

(4) 検診書の検討および受理

検診を行なった医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればそこの検診を行なった医師または歯科医師に照会して(1)の各号の疑いを明らかにしたうえ、これを受理すること。

(5) 検診料の支払

検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとすること。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,720円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては6,090円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(6) 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第５項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行なうこと。

問（第11の１）　被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。

答　被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

１　当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと。

２　１によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

３　２の規定にかかわらず、次のいずれかに該当す

る場合は保護を廃止すること。

(1) 最近１年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、１から３に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行なうことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行なった場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

問（第11の２）　要保護者が法第２８条による検診命令に従わなかった場合の取扱いの基準を示されたい。

答　設問のような場合にはその必要があると認められるときは法第28条第５項により保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は、保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

なお、法第28条第５項により処分を行なう場合は、次によること。

１　保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。

２　保護の変更申請に伴い必要な検診である場合には当該変更申請を却下すること。

３　要保護者が検診を受けなかったため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しないこと。

４　２又は３によりがたい場合は保護を停止することとし、当該被保護者が検診を受け、かつ、その結果保護を要することが明らかになったとき、又は検診を受けさせる必要がなくなったときには停止を解除すること。

なお、保護を停止した後、再度検診命令を行ない、なおこの命令にも従わないときは、法第28条第５項により保護を廃止すること。

５　４にかかわらず、最近１年以内において当該検診命令違反のほかに文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、又は停止によっては、当該要保護者をして検診命令に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止すること。

なお、４及び５に掲げる保護の変更、停止又は廃止は処分を行なうことを決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ期日を定めて検診命令を行なった場合にはその指定期日の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

第１２　調査及び援助方針等

１　訪問調査

㊟　第12

１　訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

(1) 申請時等の訪問

保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査すること。

(2) 訪問計画に基づく訪問

訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。

ア　家庭訪問

世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも１年に２回以上訪問すること。

ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に１年に１回以上訪問することとして差しつかえない。

また、被保護者本人からの（平成17年３月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を３回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

この個別支援プログラムを活用する場合にあって、次の要件をすべて満たす高齢者世帯については、その報告や連絡を２回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。なお、被保護者から相談の求めがあった場合等には必要に応じて訪問を行うこととし、常日頃から被保護者との信頼関係の構築に努めること。

(ｱ)　自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理等が行われており、日常生活に支障がない。

(ｲ)　配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている。

問（第12の３）　局長通知第12の１の(2)のアにいう「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等」の施設には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）以外にどのようなものがあるのか。

答　有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び共同生活援助（障害者のグループホーム）であって、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と同程度の支援体制が整っている施設であること。

この判断に当たっては、次のすべての事項を満たしていることに留意された上で、毎年度体制状況の確認を行うこと。

１　夜勤職員が常駐している等、昼夜の時間帯を通じて支援体制が整っている。

２　当該施設の監督庁に意見を聴取し、当該施設が法令を遵守していることが確認できる。

３　医療機関等の関係機関との協力体制が整っている。

イ　入院入所者訪問

(ｱ) 入院している患者については、少なくとも１年に１回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その病状等を確認すること。

(ｲ) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、１年に１回以上訪問すること。

(3) 臨時訪問

次に掲げる場合については、臨時訪問を行うこと。

ア　申請により保護の変更を行う場合

イ　生業扶助により就労助成を行った場合

ウ　水道設備、電灯設備又は家屋補修に要する経費を認定した場合（事後確認）

エ　保護が停止されている場合

オ　その他指導若しくは、助成又は調査の必要のある場合

問（第12の１）　実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。

答　訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、前記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

問（第12の２）無料低額宿泊所に入所中の者に対し、訪問調査を行う場合、居宅の場合と同様、局長通知第12の１(２)に基づき、少なくとも１年に２回以上訪問するべきか。

答　お見込みのとおり。

なお、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

２　関係機関調査

㊟　第12

２　関係機関調査

保護の決定実施上必要があるときは、、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること。

３　課税調査

㊟　第12

３　課税調査

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年６月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施すること。

４　援助方針

㊟　第12

４　援助方針

(1) 援助方針の策定

訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。また、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めること。

(2) 援助方針の評価と見直し

被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこと。

援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年に１回以上行うこと。

５　関係機関との連携

㊟　第12

５　関係機関との連携

被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。

第１３　その他

１　国民年金保険料の取扱い

㊟　第13

１　国民年金保険料の取扱い（別紙参照）

国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図られたい。

(1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第89条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものであること。

(2)　生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第90条の規定により、社会保険庁長官は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものとすることができること。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行われるべきであるとされていること。なお、社会保険庁長官の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の２年２か月前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年の６月までの期間において必要と認める期間である。

２　放送受信料

㊟　第13

２　放送受信料

被保護者が受信機を設置して締結する受信契約については、日本放送協会受信料免除基準により、放送受信料は免除されるものであること。

なお、受信料免除申請書については、日本放送協会において用紙を印刷し、各放送局に配付することとされているので、もよりの放送局と連絡のうえこれを受領し、あらかじめ福祉事務所に備えておくこと。また受信料を免除されている者に係る保護の継続如何に関する連絡等について、日本放送協会の受信料免除に関する事務に協力すること。

３　国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

㊟　第13

３　国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

(1) 福祉年金受給権の裁定請求に必要な費用及び児童扶養手当受給資格の認定請求に必要な費用については、次官通知第８の３の(2)のアの(ｲ)によって、年金又は手当収入を得るために必要な経費として、その実際必要額を当該収入から控除するものであること。

(2) 福祉年金（児童扶養手当）裁定（認定）請求に必要な添付書類で費用を伴うものは次に掲げる表の上欄のとおりであるが、これらは同表の下欄に記載するとおり処理することによってその費用を無料又は低額にすることができるのであるから、十分理解したうえ細部は関係機関に連絡し、手続に要する経費は最小限度に止めるとともに、手続が煩雑である等の理由により受給を期待しうる要保護者が裁定（認定）の申請を行なわないことのないよう指導すること。

戸籍の謄抄本又は住民票の写し	戸籍又は住民票の記載事項に関する証明書をもって代えた場合は費用を要しない。
受給権者(受給資格者)配偶者又は扶養義務者の所得証明書	裁定(認定)請求書を提出しようとする市町村長から福祉年金所得状況届(児童扶養手当所得状況届)に審査した旨の記載を受けることによって省略することができるが、この場合は費用を要しない。また、他の市町村長から同様の記載を受ける場合においても費用を免除されることがある。
母子福祉年金又は準母子福祉年金において夫等の死亡日を明らかにすることができる書類、夫等の死亡の当時における夫、受給権者及び子等の相互の身分関係を明らかにする書類等	戸籍若しくは除籍の抄本又は住民票の写しを必要とするときは上記による。また死亡した夫との関係が内縁関係であったため戸籍抄本等を添えることができないときは、医師、民生委員、社会福祉主事等の証明書で差しつかえなく、したがって費用を要しない。
児童扶養手当において身分関係又は生計関係を明らかにすることができる書類	戸籍の謄抄本又は住民票の写しを必要とするときは前記による。また、民生委員、社会福祉主事等の証明書によるときは費用を要しない。
福祉年金診断書	次の施設を利用するときは、無料又は低額料金によることができる。 １　無料交付施設 (1) 身体障害者福祉法による身体障害者更生相談所及びその巡回相談 (2) 児童福祉法による障害児福祉施設 ２　無料又は低額料金による交付施設 (1) 国立病院、国立療養所、社会保険関係病院、日本赤十字病院、社会福祉法人経営の無料又は低額診療施設 (2) 保健所のうち肢体不自由児療育指定保健所
児童扶養手当障害認定診断書	福祉年金診断書と同様であるが、次の２点に留意すること。 １　国民年金法による障害等級の１級に該当し、障害(福祉)年金を受けている者については省略できる。 ２　知的障害者福祉法による知的障害者更生相談所及びその巡回相談においても無料で交付を受けることができる。

第１４　施行期日等

（省　略）